

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、岡崎市防災会議が作成する計画であり、岡崎市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め、これを効果的に実施することによって市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

岡崎市地域防災計画は、「風水害等対策計画編」と「地震災害対策計画編」の両計画をもって構成される。

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「岡崎市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

また、災害対策基本法第 42 条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認める場合は、修正する。

本市各部課等並びに防災関係機関は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第 3 節 計画の構成

岡崎市の地域において発生した災害の状況及びこれに対処した諸対策を基本資料として今後予想される災害に備えるため、次の事項によりこの計画を構成する。

1 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が災害に対して処理すべき基本的な事務又は業務を定める。

2 災害予防対策

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるための措置について基本的な計画を定める。

3 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するための計画、災害の発生に伴う被災者に対する応急的救助の措置について基本的な計画を定める。

4 災害復旧計画

災害復旧の実施に当たって基本的な方針を定める。

第 4節 災害の想定

第 1 災害の記録

市域市民の生命、身体及び財産に被害を及ぼした災害について調査、研究し、地域的要因等を排除することにより被害の軽減を図る。

(過去の災害 別冊附属資料掲載)

第 2 災害の想定

この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況等社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、次の災害を想定し、これを基礎とした。

1 風水害

本市に大きな被害をもたらした近年の災害は、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風、昭和 46 年 8 月の台風 23 号、平成 12 年 9 月の東海豪雨、平成 20 年 8 月末豪雨などがあげられる。規模の大小や多寡はあるものの毎年本土に上陸する台風や近年多発する集中豪雨による河川堤防の損壊や内水氾濫、暴風、また、山地が多い本市においては土砂災害は警戒を要する災害である。特に、平成 20 年 8 月末豪雨のような、狭い範囲でおきる短時間の集中豪雨(以下「ゲリラ豪雨」と呼ぶ。)は、予測が困難で、且つ中小河川の多い本市においては、極めて短時間で内外水氾濫・土砂災害を発生させる恐れがあることから、最大限の警戒を要する災害である。

2 その他の災害

- (1) 大規模な火災
- (2) 危険物等による災害
- (3) 航空機や電車事故による災害
- (4) その他特殊災害

第 5 節 本市の特質と災害要因

第 1 自然的条件

1 地 勢

本市は愛知県の中央部に位置し、北東部に三河高原の山群が連なり、西南部に広大な西三河平野が開ける。また、南方には桑谷・遠望峰の連山が、東西に横たわっており、東方には本宮山、巴山などの高い山々が嶺を連ねている。本宮山から南西へは、額堂山などの山々が嶺を連ね、矢作川水系と豊川水系との分水嶺となっている。

三河高原と西三河平野の接点を矢作川が北から南に貫流し、本宮山を源とする男川は、茅原沢町で乙川に合流し、巴山を源流とする乙川は、市域の中心部を東から西に流れて矢作川に合流する。

市域は、高原台地、河岸段丘及び沖積平野からなり、起伏に富み、風光明媚である一方、梅雨期、台風期等には、山くずれ、崖くずれ、河川のはんらん等の災害を被りやすい要因を備えている。

高原台地は恵那山ろくから南に広がる三河高原の西南端に当たり、市域の東北端から西方にかけて海拔高度 300～600m 240m～300m 130m～180m 60m～120m の 4 つの地形面が山ろく階状に発達している。一方、矢作川流域の河岸段丘は、海拔高度 50m～70m の最高位面、40m～50m の高位面、14m～30m の中位面、10m 以下の低位面の 4 つの地形面から成り立っており、乙川流域の河岸段丘上は矢作川流域の中位面以下の若い段丘が発達している。市街地は殆んどこれらの河岸段丘上に発達してきた。男川流域の河岸段丘は、檜山、牧平一帯に海拔高度 100m 内外の平坦地が盆地状に広がっている。

矢作川は市域に入る付近から広い沖積面をもつようになり、下方に向かって西三河平野を形成する。この沖積面上には自然堤防など微高地や旧河床と考えられる低地が現流路に平行して認められ、集落や畑に、低地は水田等に利用されている。

市の位置

市役所所在地		管内極所の経緯度					
地名	経緯度	方位	地名	経緯度	方位	地名	経緯度
岡崎市十王町 2 丁目 9 番地	東経 137° 10 23 北緯 34° 57 17	東	石原町 閻苅地内	東経 137° 25 北緯 34° 54	南	鉢地町 不上田地内	東経 137° 15 北緯 34° 51
		西	中島町 小園前地内	東経 137° 06 北緯 34° 52	北	宮石町 安張戸下地内	東経 137° 12 北緯 35° 02

2 地 質

本市は、東は長野県得天竜川沿いから西は国東半島に至る延長 700km 最大幅 30km の西南日本内帯に属する。

表層地層は、北から南に縦貫する矢作川の左岸にある山地、矢作川流域及び乙川流域にある洪積台地並びに矢作川右岸に広がる沖積平野に大別される。

矢作川左岸の山地を構成するものは、領家帯の花崗岩類と領家変成岩類である。主として花崗岩類は乙川以北の山地を形成し、変成岩類は乙川以南の山地を形成している。

市域内の河岸段丘はいずれも礫層であり、層厚は 7m 以下で花崗岩、領家変成岩、チャート、濃飛流紋岩などの礫又は粗粒砂からなっている。

矢作川流域に広がる沖積層は、現在、未解明の部分が多いが、東海道新幹線沿いでは層厚は 30m

以上にも及び、砂層を主として、何枚かのシルト層をはさんでいる。下流に行くに従い表層では砂層が厚くなると推定されている。

3 気 候

本市は、東は木曾・恵那山系に属する山々に、南は幡豆山地に囲まれた内陸的性格を有している。冬は北北西の季節風が関ヶ原の狭あいから濃尾平野を経て西三河平野に吹き込むため低温となり、夏は南の三河湾方面からの卓越風が幡豆山地にさえぎられて高温となる。過去5年間の名古屋地方気象台の観測点(美合町)における、平均気温は15.7、最高気温は37.9、最低気温は-6.3、年間平均雨量は1,439mmであり、梅雨期と台風期に降雨を多くみる太平洋側型の典型的な気候を有している。一方山間部である東北部地域は冬の寒さが厳しく降雪も多い。東南部地域は標高400m以上の山に湿った空気が吹き込みよく雨を降らせるため、男川水系の方が乙川水系より降水量が多い。

第2 社会的条件

本市は、名古屋大都市圏(金山橋を中心に半径40km)の東部圏域を形成する西三河地方のほぼ中心に位置し、西三河の産業、経済、交通等の要所として発展は著しく、人口増加率は国勢調査平成12年から平成17年までの5年間で5.4%と県平均の3.0%を大きく上回っている。人口の増加、産業の発展につれて、建築物の高層化、遊休地等の宅地化が伸展しつつある。こうした社会的条件の変化は必然的に人為的災害の危険要因を増大させているものと考えられる。

1 土地利用

本市の地域は、三河山系と幡豆山系の二つの山系を擁しているため、平成18年で森林用地は市域の約60%、水系面積は山地の水系を含め市域の約4%を占める。これらの山系及び河岸台地では現在大規模な土地造成事業が施行されつつあり、今後の土地利用形態は更に変化することは必至である。特に旧額田町域は都市計画区域外であるため、秩序ある土地利用を誘導することが求められる。また、市域の西南部にある沖積平野は、肥沃な土壌と豊かな農業用水に恵まれて水稻を中心とした高度な農業を営んできたが、大都市名古屋に近く、西三河の内陸工業地帯に位置することもあって、住宅用地、工業用地としての土地需要が盛んであり農業地帯の姿を変えつつある。

2 産 業

本市の産業は、かつて、繊維工業を中心として伝統的産業である味噌の醸造をはじめとする食品、土石加工等の地場産業が主流を占めてきたが、気候、風土、交通、地勢等に恵まれて、近年は機械、自動車、化学工業等の大工場が進出し、繊維、食品、土石等の単一型産業から重化学工業を含めた総合型産業へと変容した。一方商業は、工業、住宅開発等による人口増加と消費生活の向上に伴い、消費需要はより拡大している。従来、当市は小規模店舗が多い特色があったが、最近では大型スーパー、百貨店が進出し、商店街の中核となって商店経営に大きな変化をもたらしている。農林業の就業者数は近年著しく減少しており、山地や農地の保全管理に支障をきたすことが懸念される。

3 交 通

市域における鉄道は、JR東海道本線、JR東海道新幹線、名古屋鉄道本線及び愛知環状鉄道が走り、道路は国道1号、国道248号、国道473号、東名高速道路をはじめ主要道が集中している。特に愛知環状鉄道はJR東海道本線に接続し、東名高速道路は国道1号に直結しており、産業、経済の発展への基盤となっている。また新東名高速道路(仮称)額田インターチェンジの整備が計画されている。

第 6節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 実施責任

1 市

岡崎市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第 1 次的責務者として指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体並びに市内の公共的団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

愛知県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的处理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行なわれるよう勧告、指導、助言等の措置を執る。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行なわれるようにその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村長に対し、応急措置に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(災害対策基本法における地方公共団体に関する規定 参考編掲載)

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

事務又は業務の大綱	
(1)	防災に関する組織の整備
(2)	防災に関する調査研究、教育及び訓練の実施
(3)	防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
(4)	防災に関する施設及び設備の整備及び点検
(5)	災害予警報、被害状況その他災害に関する情報の収集及び伝達
(6)	災害による被害状況の調査及び県への報告
(7)	災害広報の実施
(8)	避難の勧告又は指示
(9)	水防活動、消防活動その他の応急措置
(10)	被災者の救護及び救助
(11)	交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持
(12)	被災児童及び生徒に対する応急措置
(13)	災害後の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置
(14)	公共土木施設、農地、農業用施設等の新設、改良及び防災並びに災害復旧
(15)	農産物、家畜、林産物等に対する応急措置の指導
(16)	緊急輸送の確保
(17)	災害復旧
(18)	自主防災組織の育成支援及びボランティアによる防災活動の環境整備

2 主な県関係機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(1) 愛知県岡崎警察署	ア 災害時における警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進に関すること イ 災害警備に関する防災意識の高揚 ウ 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備 エ 被害実態の早期把握と情報の伝達 オ 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去 カ 避難の指示又は警告及び誘導 キ 人命救助 ク 行方不明者の捜索及び死体の検視 ケ 災害時における交通秩序の保持 コ 警察広報 サ 災害時における犯罪の取締 シ 他の機関の行う災害応急対策に対する協力 ス 緊急通行車両等の事前審査及び確認
(2) 愛知県西三河県民事務所	ア 災害に関する情報の収集伝達 イ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整 ウ 緊急通行車両等の確認
(3) 愛知県西三河建設事務所	ア 公共土木施設等の新設、改良及び防災並びに災害復旧
(4) 愛知県西三河農林水産事務所	ア 農地及び農業用施設等の新設、改良及び防災並びに災害復旧 イ 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。

3 主な指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所岡崎出張所	矢作川の改修工事、維持修繕その他管理及び洪水注意情報・洪水警戒情報・水防警報
国土交通省中部地方整備局 名古屋国道事務所 岡崎国道維持出張所	一般国道1号線直轄管理区間の改築工事、維持修繕その他管理

4 主な指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1) 西日本電信電話株式会社	ア 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧 イ 応急措置の実施に関する通信設備の優先的利用
(2) 中日本高速道路株式会社	高速自動車道路の改築、維持、修繕及び管理並びに災害復旧の実施
(3) 東海旅客鉄道株式会社 (JR東海)	災害により鉄路が不通になった場合の列車の運転整理及び不通区間の自動車による代行輸送の実施
(4) 名古屋鉄道株式会社	東海旅客鉄道株式会社に準ずる。
(5) 愛知環状鉄道株式会社	東海旅客鉄道株式会社に準ずる。
(6) 日本通運株式会社	災害応急対策活動のための各機関からの車両借上げ要請に対する配車
(7) 中部電力株式会社	ア 電気供給施設の災害予防措置 イ 電気供給施設の被害調査及び早期復旧の実施
(8) 東邦ガス株式会社	ア ガス施設の災害予防措置 イ ガス施設の被害調査及び早期供給の実施
(9) 社団法人愛知県エルピー ガス協会西三河支部 岡崎分会	ア LPガス設備の災害予防措置を講ずる イ 発災後はLPガス設備の災害復旧をする ウ 被災者支援のためのガスの提供
(10) 郵便事業株式会社東海支社	災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。
(11) 郵便局株式会社	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

5 市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

団体又は管理者の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1) あいち三河農業協同組合	ア 農林水産関係の被害調査及び対策の指導 イ 被災農林水産業者に対する融資あっせんの協力
(2) 岡崎商工会議所 六ツ美商工会、 岡崎市ぬかた商工会 その他商工業関係団体	ア 商工業関係の被害調査及び対策の指導 イ 被災商工業に対する融資あっせんの協力
(3) 社団法人岡崎市医師会	ア 医療及び助産活動の協力 イ 防疫その他保健衛生活動の協力
(4) 社団法人岡崎歯科医師会	ア 医療活動の協力 イ 保健衛生活動の協力 ウ 身元確認活動の協力
(5) 社団法人岡崎薬剤師会	ア 医薬品等の供給及び保管管理活動の協力 イ 医薬品等の適正使用に関する活動の協力

(6) 岡崎市政記者会 岡崎新聞記者会	ア 気象等予警報、被害状況等の報道 イ 防災知識の普及に関する報道
(7) 岡崎市防災防犯協会連合会	情報連絡、消火、救出救護、避難誘導等災害応急対策の実施及び協力
(8) 岡崎市婦人自主防災クラブ 連絡協議会	家庭における防災知識の普及、情報連絡、初期消火、応急救護、 避難誘導等災害対策の実施及び協力
団体又は管理者の名称	事務又は業務の大綱
(9) 岡崎市危険物保安連絡協議会	防火思想の普及 危険物取扱い知識の普及並びに自主防災体制の強化及び確立
(10) 各自衛消防隊	事業所の自主防災体制の強化確立及び近隣災害の応急措置
(11) 日本赤十字社関係団体 その他社会教育、文化、 厚生、社会福祉、事業団体	ア 医療、助産その他の救助の実施 イ 義援金品の募集及び配分 ウ 被災者の救助等災害応急対策の協力
(12) 岡崎土木災害安全協力会 岡崎建築災害安全協力会 岡崎市電気災害安全協力会 岡崎緑化協力会 岡崎市管工事業協同組合 西三河クレーン組合	災害発生時における緊急輸送道路の確保、障害物の除去、建設資材等 の調達及び輸送、仮設住宅の建設、公園・緑地の樹木・施設及び道路・ 河川の樹木施設の機能確保、その他災害応急措置の協力
(13) 岡崎陸運協会	日本通運株式会社に準ずる。
(14) 岡崎地区交通安全指導員 連絡協議会	避難時の安全確保及び誘導並びに応急対策実施のための交通規制の 協力
(15) 危険物施設等防災上重要な 施設の管理者	防災管理上必要な措置の実施及び防災活動の協力
(16) 消防団	ア 防災訓練等の実施 イ 災害の予防、警戒及び防ぎよ等消防活動
(17) 各土地改良区	かんがい排水施設その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、 廃止、変更及び災害復旧の実施
(18) ミクスネットワーク(株)	ア 災害時の緊急放送の実施 イ L字放送の実施
(19) (株)エフエム岡崎	ア 災害時の緊急放送の実施 イ 防災ラジオへの緊急割込み放送の実施
(20) 岡崎市一般廃棄物事業協働組合 岡崎市環境衛生組合 岡崎市資源回収協同組合	災害発生時における廃棄物の撤去及び収集運搬の協力

6 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊豊川駐屯地 第10特科連隊	ア 被害状況の把握 イ 避難の援助及び遭難者等の搜索救助 ウ 水防・消防活動 エ 道路又は水路の啓開 オ 応急医療、救護及び防疫への支援 カ 通信支援及び人員物資の緊急輸送 キ 炊飯及び給水の支援等 ク 救援物資の無償貸与又は譲与 ケ 危険物の保安及び除去 コ その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動

第 7 節 防災組織

第 1 岡崎市防災会議

災害対策基本法第 16 条の規定に基づいて設置され、岡崎市防災会議条例（昭和 38 年岡崎市条例第 6 号）により組織運営されるもので、岡崎市地域防災計画の作成及び災害発生時の情報の収集その他地域防災計画の実施の推進を図る。

（岡崎市防災会議条例 附属資料掲載）

第 2 岡崎市災害対策本部

災害対策基本法第 23 条の規定及び岡崎市災害対策本部条例（昭和 38 年岡崎市条例第 7 号）に基づいて設置及び組織され、岡崎市防災会議と緊密な連絡のもとに、岡崎市地域防災計画の定めるところにより、市の地域に係る災害予防対策及び災害応急対策を実施する。

（岡崎市災害対策本部条例 附属資料掲載）

災害による被害の軽減及び迅速な応急復旧措置をするために、岡崎市災害対策本部条例第 3 条の規定により災害対策本部に置く各部の明確な分担事務、災害対策本部員その他関係職員の災害の規模に応じた段階別の配置等については、別に定める災害対策本部活動要領により常に改正整備を図るものとする。

（岡崎市災害対策本部活動要領 別冊）

第 3 防災関係機関の協力体制

市内の公共的団体等防災関係機関は、市の防災組織にあわせ、協力体制を整えるものとする。

第 4 相互応援協定

大規模災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、物資等の提供、あつ旋及び人員の派遣などについて他の市町村と応援協定を締結するよう努める。

第 5 市民等の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」が、防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。

また、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実するため、それぞれの主体が継続的な防災活動を実施する必要がある。

1 市民の責務

市民は、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画などに基づき、防災体制の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第6 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、県、市町村、県民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2 対策

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

県及び市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるものとする。あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた具体的行動

県及び市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各種団体が連携して防災活動に参加できるよう配慮する。また、市役所東庁舎 1階に整備した防災展示コーナーを利用し、家庭や事業所等における安全に対する備えの必要性を積極的に訴える。

第 1 章 施設、設備等の整備

第 1 節 防災上必要な施設、設備等

第 1 気象等観測施設、設備等

気象、水象等の自然現象の観測又は予報の必要な気象観測施設、設備等を整備する。

(気象等観測施設 別冊附属資料掲載)

第 2 消防施設、設備等

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、救助工作車等の消防機械、消火栓、防火水そう、耐震性貯水そう等の消防用水利、火災報知器その他の消防施設、設備等の整備改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。特に危険物施設、高層建築物、林野等における特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図ると共に危険物等の河川等への大量流出に備えオイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の流出油防除資機材並びに化学消火薬剤及び作業舟艇等の整備・備蓄に努める。

(消防施設、設備等 別冊附属資料掲載)

第 3 通信施設、設備等

防災に関する情報の収集及び伝達並びに災害応急対策の指示命令の迅速化を図るため、有線通信施設及び無線通信施設を防災構造化するなどの整備改善につとめ、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

(1) 構成

市及び防災関係機関は、災害情報の収集・伝達のために防災通信システムを活用する。防災通信システムは、防災行政無線(県)、消防無線、救急無線、消防報知専用電話、直通電話、消防専用電話、災害時優先電話、防災行政無線(市)、地域防災無線(市)、水道事業無線からなる。

(2) 整備の考え方

市及び防災関係機関は、有線通信設備として、消防報知専用電話、直通電話、消防専用電話、災害時優先電話を整備し、有線通信途絶時の通信を確保するため、総務省東海総合通信局の防災行政無線の免許方針に基づき、デジタル移動系(同報系)を含めた無線通信設備の充実に努め、無線通信機能の向上を図るものとする。

なお、合併により複数存在する防災行政無線を統合し、全市統一の防災行政無線を整備する。

(3) 運用の考え方

市及び防災関係機関は、原則的には有線通信設備(消防報知専用電話、直通電話、消防専用電話、災害時優先電話)を活用する。有線通信途絶の場合は、防災行政無線(市波、広域波、県波)、地域防災無線(市波)、消防無線、救急無線、水道事業無線のほか他機関の無線通信施設を活用する。

(4) 無線通信設備の機能

防災行政無線は、次の無線通信が可能なシステムとする。

ア 統制卓からの無線局に対して同時一斉に情報伝達できる。

[地域防災無線、防災行政無線（県波を除く）]

- イ 親局から子局に対して同時一斉に情報伝達できる。 [防災行政無線 同報系]
- ウ 非常災害時には、緊急通信を優先させるための割り込み通話や強制切断、さらに統制卓での手動交換など回線の交換ができる。 [地域防災無線、防災行政無線（市波）]
- エ 避難所、防災関係機関及び生活関係機関と連絡が取れる。 [地域防災無線]
- オ 他市町村との連絡がとれる。 [防災行政無線（広域波）]
- カ ファクシミリ、静止画電送装置による非音声系通信ができる。 [地域防災無線]
- キ 地上系及び衛星系の多重回線により、県及び他市町村とデータ通信ができる。

[愛知県高度情報通信ネットワークシステム]

(通信施設、設備等 別冊附属資料掲載)

第 4 水防施設、設備等

水防上注意を要する箇所その他特に重要な区域等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、麻袋、シャベル、掛矢等の水防資器材の補充及び更新をするとともに、これら水防資器材を備蓄する水防倉庫の整備改善及び点検をする。

(水防施設、設備等 別冊附属資料掲載)

第 5 救助施設、設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機器、担架、救命胴衣、空気呼吸器等の救出用資器材について有事の際にその機能が有効適切に運用できるよう整備改善及び点検をする。

(救出用資器材・救急車 別冊附属資料掲載)

第 6 その他施設、設備等

災害のため被災した道路、河川等の復旧に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械の確保体制を整備するとともに、道路が冠水して、一般的な車両では通行不可能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車両の導入や舟艇を確保する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の点検を行うとともにあらかじめ輸送ルート of 確保計画を検討する。

第 2 節 災害救助用物資等

第 1 食料、医薬品等の備蓄

1 方 針

災害に備え、非常用食料、応急医療用薬品その他生活必需品の備蓄を行ない、有事の際にその機能が有効適切に運用できるよう補充及び更新をする。

2 実施内容

(1) 食料品及び生活必需品の確保

市を始め防災関係機関は、食料品、飲料水及び生活必需品の確保、備蓄倉庫の整備又は耐水性を考慮した保管場所の確保に努める。

市は、地震災害対策計画に定める備蓄計画に従って食料品等の確保を行う。

(防災上必要な物資の備蓄 別冊附属資料掲載)

(2) 家庭内備蓄の推進

災害発生時には、ライフラインの途絶等の事態が予想されるので、3日分程度の飲料水、食料、燃料その他の生活物資の家庭内備蓄を推進する。

第 2 救助用物資の集荷

災害時における非常用食料等救助用物資の供給の確保及び物価の安定を図るため、主食、副食、日用品、住居資材等について民間業者の協力を求めて、あらかじめこれら物資の集荷、分荷等に関する計画を定める。

第 3 節 防災活動拠点及び避難所の整備

第 1 防災活動拠点

1 方 針

災害発生時には、市災害対策本部の活動以外にも、地域住民や広域応援部隊の活動が想定されるため、それぞれの防災活動拠点の機能を整理し、それに必要な施設設備の整備に努める。

2 実施内容

(1) 自主防災活動拠点の整備

市は、町防災防犯協会等による自主防災活動拠点の整備を支援する。

機 能 は必要な機能 は追加することも可能な機能	施設・設備・資機材等 は必要な施設等 はあれば望ましい施設等
[災害時] 自主防災活動拠点 集合所（近隣待避場所、緊急待避所） 情報連絡所 [平常時] 広場、公園など	備蓄倉庫 緊急生活物資備蓄 自主防災活動資機材 広場施設 夜間照明 防災井戸

(2) コミュニティ防災拠点の整備

市は、概ね東西南北の地域ごとにコミュニティ防災拠点の整備に努める。

機 能 は必要な機能 は追加することも可能な機能	施設・設備・資機材等 は必要な施設等 はあれば望ましい施設等
[災害時] 自主防災組織・災害ボランティア活動拠点 集合所 情報連絡所 [平常時] 自主防災組織の訓練、講習会などの活動拠点 市民活動の場	備蓄倉庫 緊急生活物資備蓄 耐震性貯水槽 コミュニティ防災センター コミュニティ防災資機材 広場施設 夜間照明 防災井戸

(3) 地域防災拠点の整備

市は、地域の特性を考慮し、支所管内毎における地域防災拠点の整備に努める。
 なお、コミュニティ防災拠点と地域防災拠点を併設することも可能とする。

機能 は必要な機能 は追加することも可能な機能	施設・設備・資機材等 は必要な施設等 はあれば望ましい施設等
[災害時] 避難者収容施設（短中期的な避難生活可能） 市及び市内防災関係機関の現地活動拠点 中央防災拠点の補完機能 応援活動拠点（市外の自治体・防災関係機関） 市災害対策本部の地域本部機能 [平常時] 手軽な防災体験遊具を配置し防災意識の高揚（できる限り防災力の向上に配慮） 行政の窓口機能	物資備蓄倉庫（2～3日分） 災害対策活動用資機材、救護所用資機材等 飲料水兼用耐震性貯水槽（100m ³ 級） 防災情報収集伝達用端末 防災行政無線・地域防災無線 体験型地域防災センター 防災情報提供用市民端末 ヘリポート兼用広場 夜間照明 防災井戸 非常電源装置

(4) 中央防災拠点の整備

市は、全市的な防災及び災害対策を実施する中央防災拠点を整備する。

機能 は必要な機能 は追加することも可能な機能	施設・設備・資機材等 は必要な施設等 はあれば望ましい施設等
災害時 災害対策本部 避難者収容施設 中央防災拠点の直近の公園に支援物資の仕分け、配送、保管等、受け入れに必要な機能を整備する 平常時 防災に関する情報の発信拠点 自主防災組織、ボランティアのリーダー育成拠点 住民の防災教育・啓発拠点	物資備蓄倉庫 災害対策活動用資機材、救護所用資機材等 飲料水兼用耐震性貯水槽（150m ³ 級） 防災情報収集伝達システムセンター設備 防災行政無線・地域防災無線 ヘリポート、車両ターミナル 体験型中央防災センター 夜間照明 防災井戸 非常電源装置

(5) 広域防災拠点の整備

市は、県と連携を図りながら広域防災拠点の整備を検討する。広域防災拠点は災害時に必要となる広域応援の基地、活動要員の集結基地、緊急物資の配給基地等に利用されるオープンスペース及び施設とする。

(6)地区防災活動拠点

市は、県内市町村の受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、「愛知県地域防災計画」の定めにより岡崎市中央総合公園を地区防災活動拠点とする。

地区防災活動拠点の要件等

要件等		地区防災活動拠点
災害想定規模		市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等
応援規模		隣接市町村等
役割		被災市町村内の活動拠点
拠点数		市内で1か所程度
要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備	できれば倉庫等

第2 避難所の整備

1 方針

災害から地域住民を安全に避難させ、生命、身体の保護を図るために、市は、あらかじめ避難所の指定及び運営体制の整備を行うとともに、緊急待避所、避難経路の検討など避難に関する知識の普及を図り、市民の安全確保に努める。

2 実施内容

(1) 風水害避難所の指定

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、避難所等収容施設の整備を図る。

指定に際しては、住民にとって身近な施設にするとともに、二次災害などの恐れがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること、主要道路等とのアクセスが確保されていること及び環境衛生上問題のないことなどを検討しておくとともに、災害時の交通、通信途絶に備え且つ地域毎の主体的避難所体制を確立するため、原則地域の基幹となる小中学校の体育館等98箇所を風水害避難所とする。

なお、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設は、避難所として使用しないよう努める。

また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

(2) 避難所として適当な施設

学校、体育館、市民センター等の公共建築物とするが、適当な施設がない場合又は既存の建築物が不足する場合は、公園、広場を利用した仮設建物又はテント等の野外収容施設を設営する。

(3) 避難所の一人当たりの必要面積

一時避難段階 2㎡

長期避難段階 3㎡

ただし、災害時要援護者等避難者の状況に応じて必要な面積の確保を図る。

(4) 避難所が備えるべき設備

緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては災害時にすみやかに設置できるよう、日頃から機器の所在及び手順の確認に努める。

また、災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

ア 情報受発信手段 : 防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、防災ラジオ等

イ 運営事務機能 : コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備 : 投光器、自家発電設備等

(5) 運営体制の整備

避難所では、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は「避難所運営マニュアル」を作成し、運営体制の整備を図る。

第 2 章 防災事業の促進

第 1 節 市域保全事業

第 1 治 山

1 方 針

市域のおよそ 6 0% を森林原野によって占められ、環境保全及び防災上大きな役割を果たしている。山地災害の防止、水源かん養、生活環境の保全、形成を図るため、予防、復旧治山事業及び保安林整備事業を推進するように国及び県に積極的に働きかける。

2 実施内容

(1) 予防、復旧治山事業

崩壊危険地及び崩壊地、はげ山移行地及びはげ山並びに侵食された溪流などの山地を復旧整備し、荒廃山地に起因する災害の防止及び軽減を図るため、水路工、植栽工等を施行する。

(急傾斜地崩壊危険区域・急傾斜地崩壊危険箇所 別冊附属資料掲載)

(山地に起因する危険箇所 別冊附属資料掲載)

(2) 保安林整備事業

機能の低下した保安林、被災保安林等を改良し、機能の回復、維持又は増加を目的とした改植及び補植を行うとともに、水源かん養機能、土砂崩壊、流出防備等の防災機能と大気浄化、騒音防止等の生活環境保全機能を併せて発揮する森林の造成及び改良を実施する。

第 2 砂 防

1 方 針

本市の総面積のおよそ 2 5% は、砂防指定地に編入されており、また河川は勾配が急なため河床が洗掘をされて状態が悪く、付近からの流出土砂により河積が縮小し、降水量によっては洪水等の災害を招くおそれがある。また市中心部の高台にはがけ地が多く、がけ崩れ発生の注意を要する箇所がある。

荒廃した山地、溪流の土砂流出、集中豪雨等による土石流、急傾斜地の崩壊等による災害から人家及び人命を守るため、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業を推進するよう、国及び県に積極的に働きかける。また人命保護の立場から土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の確立、防災意識の高揚等の総合的な土砂災害対策を県とともに推進する。

2 実施内容

(1) 砂防事業

土砂流出防止のため砂防えん堤の築造と侵食による土砂流出防止の護岸工等の整備を行うよう県に対し働きかけ災害の未然防止を図る。また、県が行う砂防指定地域内の開発に対する規制及び管理に積極的に協力する。

(土石流危険溪流 別冊附属資料掲載)

載)

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけ崩れのおそれのある箇所を把握し、人家 5 戸以上、がけの高さ 5 メートル以上、勾配 3 0 度以上の危険な箇所は「急傾斜地崩壊危険区域」に早期に指定されるよう県及び関係者に対し積極的に働きかける。指定された急傾斜地崩壊危険区域は、地域住民に周知徹底を図るとともに、必要に応じて防災パトロール等を実施する。

なお、崩壊対策工事については土地所有者等が施工することが困難又は不相当と認められ、かつ急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから、順次崩壊対策事業として施行するように、県に対して積極的な働きかけを行う。

(急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地崩壊危険箇所 別冊附属資料掲載)

(3) 地すべり対策事業

第三紀層、破砕帯等特殊な地質のところ、土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が5ヘクタール、市街化区域にあっては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、地下水の排水施設、擁壁等それぞれの地域に対応した防止施設の整備を県に積極的に働きかける。

(地すべり危険地区 別冊附属資料掲載)

(4) 総合土砂災害対策事業

市又は県は、最近の土石流、がけ崩れ災害等の頻発に鑑み、人命保護の立場から土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の確立、住宅移転の促進、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

また、市は、土砂災害対策の緊急性が高い箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域の指定について県に協力するとともに、指定がなされた区域では、県から提供される土砂災害警戒区域に関する資料を活用し、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等を図るものとする。

さらに市は、名古屋地方气象台と県から土砂災害警戒情報が発表された場合は、警戒避難基準に活用していく。

なお、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内では、

- ア 開発行為の制限
- イ 建築物の安全性の向上
- ウ 建築物に対する移転等の勧告

等について、その促進を図っていく必要がある。

(5) 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策

土砂災害の危険箇所等に所在する高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者(以下「災害時要援護者」という。)関連施設を把握し、施設の管理者に対する情報提供に努める。

また、施設管理者と連携し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

さらに市は、名古屋地方气象台と県から土砂災害警戒情報が発表された場合は、警戒避難基準に活用していく。

<災害時要援護者関連施設>

ア 児童福祉施設(児童福祉法第7条に基づく施設)

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障がい児施設、知的障がい児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障がい児施設、情緒障がい児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

イ 老人福祉施設(老人福祉法第5条の3に基づく施設)

老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、
軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター

ウ 身体障がい者社会参加支援施設

身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第5条 に基づく施設
身体障がい者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障がい者情報提
供施設

エ 障がい者支援施設

障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）第5条 に基づく施設
施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービスを行う施設

オ 身体障がい者更生援護施設

障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）附則第41条 に基づく施設
旧身体障害者福祉法に規定されていた身体障がい者更生施設、身体障がい者療護施設、
身体障がい者授産施設

カ 知的障がい者援護施設

障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）附則第58条 に基づく施設
旧知的障害者福祉法に規定されていた知的障がい者更生施設、知的障がい者授産施設、
知的障がい者通勤寮

キ 精神障がい者社会復帰施設

障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）附則第48条 に基づく施設
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定されていた精神障がい者生活訓練
施設、精神障がい者授産施設、精神障がい者福祉ホーム

ク 障がい者福祉サービス事業所

障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）第5条 に基づく事業を行う事
業所

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入
所、重度障がい者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、
共同生活援助を行う施設

ケ 医療提供施設（医療法第1条の2の に基づく施設）

病院、療養所、介護老人保健施設

コ 幼稚園（学校教育法第22条に基づく幼稚園）

サ その他

（ア）生活保護法第38条の ~ に基づく施設

授産施設、宿所提供施設

（イ）学校教育法第72条に基づく施設

特別支援学校

（ウ） その他実質的に災害時要援護者に関連する施設

(6) 要援護者関連施設に対する情報伝達

土砂災害警戒区域に指定された区域内の要援護者関連施設の管理者に対しては、管理者との協
議により、電話による伝達のほか、FAX、又はEメールによる伝達手段も用いることを原則と
する。なお、管理者自らもケーブルテレビやコミュニティ放送及びホームページによる情報取得
に努め、広報車の巡回等市の広報の有無に注意する。

1 方 針

本市は矢作川や乙川をはじめとする一級河川や、市が管理する準用河川を含め46の法河川を有している。平成20年8月末豪雨による甚大な被害を受けて、緊急的な河川改修に着手するとともに、平常から河川の巡視を強化して河川管理施設の状況把握の徹底や維持管理の強化と併せ、維持修繕や改修を県とともに推進する。

2 実施内容

平成20年8月末豪雨によって市内各所で深刻な浸水被害が発生したことにより、伊賀川、広田川、占部川、砂川、鹿乗川の緊急改修を図るよう県と連携し、緊急度に応じて堤防や護岸の維持、狭窄部の拡幅、堆積土砂の除去等による通水能力の安定を図る。また砂防指定地域内の河川については、上流部に砂防えん堤の築造とその下流部の流路工の整備の促進を県へ要望する。

(河川 別冊附属資料掲載)

(河川重要水防箇所 別冊附属資料掲載)

(1) 要援護者関連施設に対する情報伝達

浸水が想定される区域内の要援護者関連施設に対しては、水防法第15条の規定に基づき管理者との協議により、電話による伝達のほか、FAX、又はEメールによる伝達手段も用いることを原則とする。なお、管理者自らもケーブルテレビやコミュニティ放送及びホームページによる情報取得に努め、広報車の巡回等市の広報の有無に注意する。

第4 農地保全

1 方 針

本市の農業地帯は、矢作川、乙川、男川を中心として形成されているが、矢作川は天井川の様相を呈し、農業地帯の地盤は低湿なため、降雨時における雨水排水が悪い。農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資する。

2 実施内容

(1) 湛水防除事業

流域の開発等立地条件の変化により湛水被害を生ずるおそれのある地域でこれを防止するため、排水機、排水樋門、排水路等の新設、改修又は補強を行ない、予想される被害を未然に防止する。

(2) ため池等整備事業

かんがい用ため池には老朽化し、堤体からの漏水、余水吐の能力不足等のみられるものがある。その実体を常に把握し、耐震設計に合った構造で改修工事を推進し、漏水による下流地域の災害を未然に防止するよう努める。

(ため池注意箇所 別冊附属資料掲載)

第 2 節 都市の防災構造化事業

第 1 都市計画

1 方針

都市計画は、都市防災をも十分加味した秩序ある整備を図るものとし、土地利用計画に即して土地地区画整理事業等による面的整備を行うとともに、公園、緑地等の公共空地、道路等の交通施設及び上下水道等の都市施設は、風水害等の防災面に重点を置いて整備する。

2 実施内容

(1) 土地地区画整理

市街化区域内の未整理地域における土地地区画整理事業の実施に併せて道路、公園、上下水道その他の公共施設を整備することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

(2) 都市公園の整備

公園は避難地や退避場所として利用された例が多く、避難活動の拠点として都市公園の果たす役割は重要で、都市公園整備計画でも都市公園の防災に関する機能を環境保全、レクリエーションとともに大きな柱としている。

都市公園の整備を積極的に計画・実施する。

(3) 道路、橋りょう等の整備

ア 道路

道路は、災害時における防火帯及び消火、救護活動の動脈として重要な施設であるので、幅員、構造等は防災の目的を考慮して計画する。また、道路整備事業においては、落石、法面崩壊等による災害防止のため道路沿いの家屋危険箇所、降雨による注意箇所、バス路線危険箇所等を重点に各種防災工事を実施する。

これらのところについては、平成 2 年度に防災点検を行い、緊急度の高いところから速やかな対策を実施することにより、道路施設等の改善・強化を図ることとしている。

また、浸水時のマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等、転落防止の安全性の向上を図るとともに、占有者に対して必要な指導を実施する。

(道路通行規制箇所 別冊附属資料掲載)

イ 橋りょう

橋梁の損傷としては、橋脚、橋台の移動、転倒等による被害、これに伴う上部工の 2 次的被害、支持地盤力の低下による被害、あるいは橋座、支持部の被害等が想定される。

このため、定期的な点検を実施し、この結果を基に順次強化対策を実施している。

ウ 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国の定めた「横断歩道橋設計指針」に基づき建設されているので、災害に対して構造物の安全上の問題は少ないと考えられるが建設後の維持管理、気象条件等により構造細目に変化を生じていることも考えられるので安全点検を実施し、補強等の対策が必要とされるものについて、順次工事を実施する。

第2 上水道施設

1 方針

災害時においては、水道の断水を最小限にとどめるため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできるだけ短縮するよう施設の防災性の強化に努めることが重要である。また、水道施設の被災後における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、防災用資器材の整備拡充が必要である。
(上水道施設 別冊附属資料掲載)

2 実施内容

- (1) 主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。
- (2) 取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。
- (3) 浸水による被害の恐れのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。
- (4) 災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ遮断弁を設置する。
- (5) 洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。
- (6) 地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。

3 防災非常時の協力体制の確立

市は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村あるいは県へ応援を要請し、応援の要請を受けた場合は、これらに積極的に協力する。これらの応援の基本に関する事項については水道災害相互応援協定を締結し、その実効性を確保する。

(水道災害相互応援に関する覚書 別冊附属資料掲載)

第3 電力

1 方針

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。

2 実施内容

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事中防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

ウ 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食糧その他の物資

ウ 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

第4 ガス施設

1 方針

県民生活に欠くことのできない都市ガス等の供給を確保するため、災害時における被害を最小限に食い止め、二次災害の防止のための防災対策の整備に努めるものとする

2 実施内容

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(ア) 浸水の恐れがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

(ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水の恐れがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(ア) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

第5 都市排水

1 方針

市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、過去の浸水状況等を参考のうえ、排水不良地域を十分把握し、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する

2 実施内容

雨水ポンプ場及び下水道管渠の整備を推進し、市街地の浸水排除に努める。
施工に際しては、耐震化を十分に配慮し、「下水道施設設計指針」に基づき、適切な工法を選定する。

また、排水機場の運転管理者は、排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作管理規定を定める。
(下水道施設 別冊附属資料掲載)
(ポンプ場等 別冊附属資料掲載)

第 6 防災街区等

1 方針

都市の災害防止と土地の合理的利用及び環境の整備を図るため、都市部における防火地域等の指定、宅地造成等の規制、市街地再開発事業等の推進により、都市の防災街区を積極的に整備する。

2 実施内容

(1) 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、建築物の密集度が高く、都市の中心的な場所及び主要幹線沿いの地域は防火地域に指定して耐火建築又は準耐火建築物とすることと規定されている。

また、都市部と郊外との中間の地域は、準防火地域に指定して大規模建築又は高層ビルを耐火建築物とし、中規模のものは準耐火建築物とし、小規模のものは木造建築物でも外壁等を防火構造とすることと規定されている。こうした制度の活用により安全な町づくりの促進を図る。

(2) 住宅造成等の規制

宅地造成工事によりがけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域の指定を受け、災害防止に必要な規制を行う。

(3) 市街地再開発事業等による整備

密集市街地における道路、公園、広場等の都市空間の確保を図るため、市街地再開発事業等の推進を図る。

第 7 防災建造物

1 方針

建築物の不燃化及び浸水対策を図り安全な都市環境の実現を期する。

2 実施内容

(1) 公共建築物の不燃化及び浸水対策

市営住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化及び浸水対策を推進する。

(2) 避難地等周辺部の不燃化及び浸水対策

避難地及び避難路の周辺部及び沿線は、不燃化及び浸水対策を推進し、安全な避難ができるように期する。

(3) 特殊建築物の予防査察

病院、百貨店、ホテル等について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に基づき現場査察を実施し、構造上及び防災上欠陥のあるものに対しては、指導及び指示を行う。

(防火対象物件数 別冊附属資料掲載)
(階別防火対象物状況 別冊附属資料掲載)

(4) 一般建築物の耐震性及び浸水対策促進

一般建築物のうち特に小規模建築物には木造住宅が多いため、地震による二次災害の火災による危険性が高い。これら一般建築物の耐震性については広く一般市民の認識を深めるため、建築物相談の体制強化、建築士会の協力等により耐震診断、耐震工法、耐震補強、浸水対策等の重要性の周知を図る。

(5) 窓ガラス等外装材落下防止

中高層建築物の中には、地震・台風の場合、窓ガラス、屋外看板、外装材が破損落下し、通行人に重大な被害をもたらす危険が高いものが多く、特に繁華街、避難場所周辺においては、落下防止対策に努める。

(6) 防災拠点施設の屋上の番号表示

災害発生時においてヘリコプター等航空機による空からの情報収集が、効果的に実施できるよう市庁舎屋上の番号表示を活用するとともに、他の防災拠点となる施設についても、屋上に番号表示を行うよう整備に努める。

(7) 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して次の諸点により必要な浸水対策等を促進する。

ア 建築物の浸水対策設計・施工

イ 施設の浸水対策のための設計指針の策定

(8) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を推進する。

第 8 地下空間の浸水対策

1 方針

地下駐車場やビル地下室などの地下施設（以下「地下空間」という。）の豪雨や洪水による浸水等の被害の発生及び拡大を未然に防止するための対策を定める。

2 実施内容

(1) 地下空間の実態調査の実施

地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。

(3) 洪水時の地下空間の管理者への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達

市は、地下空間の管理者が豪雨及び洪水時に適切な対応ができるよう、洪水情報等の的確かつ迅速な伝達を行う。浸水想定区域内の地下空間管理者に対しては、電話による伝達を原則とするが、管理者との事前の協議の上 F A X や E メール等の伝達手段も用いる。なお、管理者自らもケーブルテレビやコミュニティ放送及びホームページによる情報取得に努め、広報車の巡回等市の広報の有無に注意する。
(情報伝達対象施設 別冊附属資料掲載)

(4) 避難体制の確立

地下空間の管理者は、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導の計画等の整備に努める。また、地下街、個別ビルが一体となった地下空間にあっては、各組織の連携方法の整備に努める。

浸水想定区域内の地下空間の管理者は、水防法第15条の規定に基づき、避難確保計画を定め、市長に報告するとともに、公表しなければならない。

なお、市と地下空間の管理者等は共同して、浸水被害の発生を想定した訓練の実施に努める。

(5) 地下施設への流入防止など浸水被害軽減

ア 浸水防止施設設置の促進

地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設の設置する民間事業者等に提供する。

イ 浸水対策事業の集中的実施

地下空間利用が高度に発展し、災害が発生する恐れのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業を連携して重点的な対策に努める。

第9 被災宅地対策

1 方針

降雨等の災害で被災した宅地による二次災害を防止するため実施する被災宅地対策について定める。

2 実施内容

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された被災宅地危険度判定推進部会と協力して、土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による取り組み

市は、県と連携し、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第10 危険地域からの移転対策等

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域にある危険住宅の移転に関する助成事業について周知し、その促進を図る。

中山間地等で、孤立のおそれのある集落の実態を把握し、通信の確保、救助活動体制の整備など事前対策を推進するとともに、集落における孤立時の自立性・持続性の強化を図る。

(1) 集団移転促進事業

豪雨、洪水等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の住居に不適当な区域にある住居の集団的移転の促進を図る。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

土砂災害防止法で、がけ地近接地で建築制限をしている区域内の既存不適格の危険住宅の移転の促進を図る。

(3) 中山間地等における孤立対策

外部との通信の確保、物資供給、救助活動体制の整備を図るとともに、避難施設の確保・

整備や水、食料等の備蓄を促進し、孤立に強い集落づくりを進める。また、孤立の可能性、災害対応等について平常時から広報に努める。

第3節 火災予防対策事業

第1 火災予防対策の指導

1 方針

住宅の過密化、建築物の多様化、危険物需要の拡大等により、大規模火災の発生及び人的、物的被害が生じることが予想される。このため、消防力の強化に併せ、火災予防のための指導の徹底に努める。

2 実施内容

(1) 住宅に対する指導

地区の自主防災組織を通じて、一般家庭に対し消火器具、消火用水及び住宅用防災機器等の普及促進を図るとともに、これら器具等の設置の必要性及び取扱方法の指導により、住宅防火対策を強化する。これにより、災害時における初期活動体制の充実を図る。

(2) 防火対象物の防火対策の推進

多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険性が大きい。このため消防法に規定する防火対象物については防火管理者の選任及び消防計画の作成を指導し、この計画に基づく通報消火、避難訓練、消防用設備等の点検整備等の実施により防火対象物に対する防火体制の推進を図る。

第2 危険物の安全確保

1 方針

石油類、薬品、火薬類、高圧ガス等の危険物の爆発、火災又はこれに伴う有毒ガスの発生は、地域住民の身体、生命及び財産に多大の危害をおよぼすおそれがあるので、これら危険物の製造、貯蔵、取扱い、運搬に関し危険物の保安確保、自主保安体制の確立等の指導を行うとともに、災害防止のための査察を強化及び危険物取扱者に対する保安教育を実施する。なお、岡崎市火災予防条例（昭和37年岡崎市条例第20号）に規定されている少量危険物の管理及び取扱いについても所有者に対し、保安確保について指導する。

2 実施内容

(1) 石油類及び薬品

ア 危険物施設の予防査察

危険物による災害を未然に防止するため、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に立ち入り、これらの位置、構造及び設備並びに管理状況が、法令に定める保安上の基準に従って適切に維持管理されているかどうかについて定期又は随時に予防査察を行う。

（石油類等大量保有事業所、毒物・劇物製造所、放射性物質保有事業所
別冊附属資料掲載）

イ 危険物取扱者の保安教育

危険物取扱者を対象に、講習会、研究会等を開催し、防災活動が完全に遂行されるよう保安

に必要な教育を行うほか、危険物保安連絡協議会等の民間消防協力団体を通じ、資料の配布、懇談会等の開催により危険物取扱者の資質の向上を図る。

② 火薬類等

ア 製造施設、貯蔵所の予防査察

火薬類、高圧ガス等の製造所、貯蔵所及び取扱所に対しては、石油類及び薬品の危険物施設に準じて予防査察を行う。

イ 災害防止協定の締結

事業者との間で災害防止協定を締結し、事故防止に努める。

ウ 保安教育及び自主保安体制の確立

関係法令の周知を図り、自主保安体制と責任体制を確立し、定期自主検査を実施できるよう整備する。

エ 火災に対する予防

火薬類については、貯蔵所から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確立する。高圧ガスの施設は、貯槽、反応塔等の加熱、爆発、延焼を防止するため散水冷却装置等を整備する。

(煙火製造所 別冊附属資料掲載)

第 3 林野火災の防止

1 方針

本市の山林原野は、市全域のおよそ60%を占め、交通、水利ともに不便な広い地域で、火災の発生した場合大きな被害が生ずるおそれがある。

林野火災の発生を未然に防止するために、予防思想の普及、啓発、林野巡視の強化及び予防施設の整備を図り健全な森林の育成を図る。

2 実施内容

(1) 予防思想の普及、啓発及び林野巡視

林野火災の発生を未然に防止するため、山火事の予防思想の普及啓発を図るとともに、特に、レクリエーション対応地域には注意心を喚起する標識、喫煙所、吸がら入れ等を設置する。なお、多発時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等を利用して市民に対し強く防火思想の普及、啓発を行う。またレクリエーション対応地域における多発時期には林野巡視を強化する。

(2) 関係職員の研修指導

予防対策、消火対策のより万全を期するため、森林保全推進員、森林組合職員等関係者に指導員研修を行う。

(3) 予防施設の整備

森林施業計画を樹立するに当たっては、地域の実態に即した防火線、防火樹帯、防火道、防火用水等の防火施設の整備を加味した施業方法を取り入れ被害の防止を図る。なお、林野火災の発生の危険性が高い地域には、予防機材、初期消火機材等の配備を図る。

第 4 消防相互応援体制の確立

災害が発生した場合の消防活動、応急措置又は災害復旧につき、自ら実施することが困難な場合に、隣接市町村に応援を要請し、又は応援の要請に応ずるため、消防組織法(昭和22年法律第226号)に基づき、消防相互応援協定を締結し、応急対策の円滑な実施を図る。

(消防相互応援協定 別冊附属資料掲載)

第 5 文化財の保護

1 方 針

市内に保存されている文化財の実態を把握し、特に、建造物、絵画、彫刻、工芸品等有形の文化財の保護のため、文化財の修理、防災施設の設置及び環境の整備を促進し、火災、風水害及び地震災害に対する予防措置を推進する。
(指定文化財件数 別冊附属資料掲載)

2 実施内容

- (1) 適時、適切な修理並びに常に文化財及び周辺的环境整備を実施する。
- (2) 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。
- (3) 災害が発生した場合に備え、管理者等は、市及び消防機関等との連絡・協力体制を確立する。

第 4 節 放射性物質保安対策事業

第 1 放射性物質保安対策の整備

特殊な災害対策の一つとして、放射性同位元素、核燃料物質等（以下「放射性物質」という。）に係わる災害の発生及び拡大を防止するため、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 15 6号。以下「原災法」という。）に基づき、防災関係機関等との連携の下に、予防対策の整備を図る。

第 2 実施対策

1 施設等の防災対策

事業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期するものとする。

- (1) 施設の不燃化等の推進
- (2) 放射線による被ばくの予防対策の推進
- (3) 施設等における放射線量の把握
- (4) 自衛消防体制の充実
- (5) 通報体制の整備
- (6) 放射性物質を取扱う業務関係者への教育の実施
- (7) 防災訓練等の実施

2 防護資機材の整備

予防対策を実施するため、必要に応じ放射線測定器（個人被ばく線測定用具を含む）放射線防護服等の整備を図る。

3 防災対策資料の整備

放射線物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握に努める。

（放射性物質保有事業所 別冊附属資料掲載）

4 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保

放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、事業者等は、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努める。

5 災害に関する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練等に努めるものとする。

第 5 節 大規模事故災害等対策事業

第 1 基本方針

航空機の墜落、列車の衝突、道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生といった航空災害、鉄道災害及び道路災害（以下「大規模事故災害等」という。）の予防対策について定める。

第 2 実施対策

- 1 市は、大規模事故災害に備え、救急救助用資機材の整備に努める。
- 2 市、各事業者、道路管理者は、大規模事故災害等が発生した場合の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理・整備等に努める。
- 3 市は、大規模事故災害等を想定し、防災関係機関、関係団体等と連携し、防災体制の強化を図る。
- 4 市は、市の管理する道路建造物を定期的に点検し、緊急度の高いものから補強対策等を実施し、事故防止に努める。

第 6 節 文教対策事業

第 1 基本方針

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図り、学校（幼稚園を含む。以下同じ。）及び保育園、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するために必要な計画を策定し、その推進を図る。

第 2 実施対策

1 防災上必要な組織の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

2 防災上必要な教育の実施

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

3 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ適切な行動を取り得るよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

4 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに作成し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

5 文教施設の整備

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の建築にあたっては不燃堅牢構造とし、定期的な安全点検を行い施設設備の保全を図る。災害時の施設設備の防災対策に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

第 7 節 災害時要援護者と安全対策事業

第 1 基本方針

災害発生時には、災害時要援護者への特別な配慮、支援が重要であり、県、市及び災害時要援護者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から災害時要援護者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。

災害時要援護者の支援について、市として具体的な事業を計画・実施するために災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「岡崎市災害時要援護者支援会議」を設置する。

特に、災害時要援護者についての平常時からの所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導体制の整備等に当たっては、災害時要援護者の避難対策に関する検討会（内閣府・消防庁）作成の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」に沿って、策定に努めるものとする。

また、県、市及び施設等管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成 6 年愛知県条例第 33 号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、災害時要援護者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

第 2 対 策

下記の事項を重点として対策を図るものとする。

- 1 災害時要援護者自身の災害対応能力を考慮した緊急通報システムの構築に努める。
- 2 災害時要援護者が自らの災害対応能力を高められるよう、災害時要援護者の態様に合わせた防災知識の普及及び啓発に努める。
- 3 地域全体で災害時要援護者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行い、災害の発生に備える。
- 4 あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。
- 5 言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるような防災環境づくりに努めるものとする。
- 6 浸水想定区域内の施設等の対策
 - (1) 浸水想定区域内の施設等の調査
市は、浸水想定区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市は調査を行い、住民への周知を図る。
 - (2) 洪水時の災害時要援護者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達
市は、浸水想定区域内の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

（災害時要援護者安全確保対策 別冊地震災害対策計画掲載）

第 3章 防災体制の確立

第 1節 防災知識の普及

第 1 防災教育

1 職員に対する防災教育

職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、職員に対する防災教育の徹底を図る。

(1) 講習会

防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもちろん、一般職員に対しても、機会をえて防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災に関する事務又は業務などの知識及び実務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。また、地域の防災力の充実を図る観点から、市の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携を図るなど、防災に関して専門的な知識や行動力を有する人材を育成するための仕組みの構築に努める。

(2) 検討会

災害時の業務分担の内容及びその業務処理方法について関係部局が合同して確認及び検討する。

(3) 見学、現地調査

ポンプ場等防災関係施設の見学及び急傾斜地崩壊危険箇所等の現地調査を行い、現況の把握及び対策の検討をする。

2 学校教育における防災教育

災害の種類及び原因についての科学的知識の普及並びに災害予防措置及び避難方法等自主防災思想の醸成を図るため、学校教育を通じて防災教育の徹底を図る。

(1) 教科・領域指導

教育課程の中に災害の種類、原因、実態、対策等の防災関係事項をとりあげて習得させる。また、防災関係機関、防災施設、防災展等の防災関係の催し等に参加する。

(2) 防災訓練

学校行事として防災訓練を実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

3 生涯学習等における防災教育

市は、出前講座や町の防災訓練の機会をとらえて、市民に対する防災教育を実施する。

(1) 講座

防災に関係の深い気象学等の基礎的知識並びに防災に対する個人的及び集团的心得について講座を実施する。

(2) 実習

初期消火訓練や心肺蘇生法等の救護の方法、並びに防災物品の使用方法等について知識と技術を習得させる。

第 2 防災広報

1 パンフレット、チラシ等の配布

市民に対し、概ね次に掲げる事項について広報紙に掲載するほか、浸水深を示した浸水実績図等

を掲載した防災マップ及び広報パンフレット等を作成配布して防災思想の高揚を図る。

- ・ 防災に関する一般的知識
- ・ 気象情報等に関する知識
- ・ 避難の方法及び場所
- ・ 災害危険箇所
- ・ 過去の災害事例
- ・ 平常時及び災害発生時の心得
- ・ 自主防災組織の意義

なお、広報の重点事項は、次のとおりとする。

(1) 平常時の防災一般に関する心得

- ア ラジオ、テレビなどの気象情報や防災上の注意事項をよく聞く。
- イ 災害時に、隣り近所の人と協力して避難などができるように事前に話し合っておく。
- ウ 停電に備えて、懐中電灯、トランジスタラジオなどを用意しておく。
- エ 付近の地形からみて、どんな災害が起きやすいかよく知り、災害がおこった場合の安全な避難路を確かめておく。
- オ 避難するときの携行品を非常袋に入れ、準備しておく。
- カ 家や塀、商店の看板などを補修し、溝や下水は流れをよくしておく。
- キ 電灯の引込線がたるんでいたり、破損していると、屋根や雨どいなどに触れて漏電やスパークをおこし、火事になったり感電の危険があるので、事前に電力会社に知らせて修理しておく。
- ク 風で折れたり、電線に触れたりするおそれのある木の枝は切り落としておく。
- ケ エルピーガスのボンベは、倒れたり、浸水のと看流されたりしないよう安全にとめておく。
- コ 切れた電線や垂れ下がった電線には、絶対に触れないようにする。

(2) 平常時から備えておく防災用品

各家庭の状況に応じて、水、食品のほか、印かん、現金、救急箱、貯金通帳、懐中電灯、ライター、缶きり、ロウソク、ナイフ、衣類、手袋、ほ乳びん、インスタントラーメン、ラジオ、電池などを平常時から備えておくこと。

(3) 災害発生時に関する心得

- ア ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。
- イ 外出や旅行はできるだけ見合わせる。
- ウ 窓や雨戸などは、針金で止めるか板を当てるかして早めに補強しておく。
- エ 風当りの強い場所のガラス窓は、ビニールテープなどを貼り補強しておく。
- オ 煙突、看板、塀など針金などで十分補強しておく。
- カ 浸水のおそれのあるところでは、家財道具を台の上や2階へ移す。
- キ がけの近くに住んでいる人は、大雨がつづくとき地盤がゆるみ、がけ崩れの危険があるので見まわったりして十分注意する。
- ク 川の近くに住んでいる人は、川の水かさにご注意する。
- ケ 増水などの危険を知らせるサイレン、警報に気をつけ、隣り近所に知らせ合う。
- コ 避難する時はガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを「切」にする。

2 防災展の開催

- (1) 市は、災害についての正しい知識の普及と防災知識の高揚を図るため、防災関係機関と有機的な連携のもとに防災展を開催する。

(2) 自主防災組織、学校等は、個々に防災展を開催して防災意識の高揚に努めるものとする。この場合、市、消防本部、警察署その他の防災機関は、自主防災組織が行う防災展等の開催について積極的に応援するものとする。

第 2 節 防災訓練の実施

防災知識の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。関係機関が中心となって公共的団体、民間協力団体等が計画的な訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の錬磨を図る。

その際、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

なお、実働訓練の実施に当たっては、過去の災害を教訓にしたより実践的なものとする。

第 1 基礎訓練

1 通信連絡訓練

気象予警報、対策通報、被害情報等を各種機関相互に迅速かつ的確に通報するための訓練で各種事態を想定して実施する。

2 非常招集訓練

災害対策要員を確保するための訓練で、非常連絡、非常招集等を実施する。

3 避難訓練

災害時に住民を安全な場所へ避難させるための勧告又は指示による誘導等を行う訓練で、単独又は他の訓練と併せて実施する。

なお、都市型水害対策訓練等避難訓練についても実施に努めるものとする。特に自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を行う。

4 各種救助訓練

孤立者、負傷者、溺者等の救出、救助、医療、物資の輸送、給水、炊き出し等を行う訓練で、単独又は他の訓練と併せて実施する。

5 水防訓練

観測、通報、動員、輸送、各水防工法、樋門、角落しの操作、危険区域居住者の避難、立退き等を実施する。

第 2 総合防災訓練

市及び防災関係機関及び地元住民・事業所等が一体となって、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。さらにボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

第 3 節 自主防災組織・ボランティア団体との連携

大規模災害が発生した場合は、防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されるおそれが予想されるがこのような事態において、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護及び避難等を組織的に行うことが重要である。

このため、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織及び防災関係機関等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。

また、行政、市民、自主防災組織等が対応困難な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーターを確保した受入体制の整備とボランティアの相互協力・連絡体制を推進するものとする。

第 1 自主防災組織の基本方針

1 組織の考え方

- (1) 地域住民、事業所、施設等で自発的に結成されるものであること。
- (2) 日常生活圏、職域等で自主協同の連帯意識がもたれるような組織であること。

2 組織の連携

結成された自主防災組織は、自主防災組織相互間及び既存の団体等(日赤奉仕団、交通安全協会、PTA、婦人団体等)と有機的に連携される。

3 組織の活動

自主防災組織は、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うように努めるものとする。

- (1) 平常時の活動
 - ア 情報の収集伝達体制の確立
 - イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
 - ウ 火気使用設備器具等の点検
 - エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
 - オ 高齢者や病人など災害時要援護者への連絡方法の確立
- (2) 災害発生時の活動
 - ア 被害状況等の情報の収集、住民に対する避難勧告・指示の伝達
 - イ 初期消火等の実施
 - ウ 救出・救護の実施及び協力
 - エ 集団避難の実施
 - オ 炊き出しや、救助物資の配布に対する協力
 - カ 高齢者や病人など災害時要援護者の安全確保

第 2 自主防災組織の設置推進

- 1 本市においては、地域住民の自治組織である町内会が中心となり自主防災組織として、全市的に町防災防犯協会が設立されている。
- 2 事業所を単位とする自主防災組織として、自衛消防隊が結成されている。
- 3 婦人自主防災クラブは、一般家庭における火災予防の推進等、家庭災害に対処するため、連合団

体として岡崎市婦人自主防災クラブ連絡協議会が設立されている。今後も婦人自主防災クラブの健全な育成と強力な指導を行う必要がある。

第 3 自主防災組織に対する指導

市、消防本部、警察署その他の防災関係機関は、地域住民の自主性を尊重し、地域の実状に応じた組織づくりを働きかけるとともに自主防災組織の活動に協力し、その組織に対して積極的に指導を行い育成に努める。

- 1 自主防災組織が行う防災活動、防災訓練等を事前に把握し、これら事業に参画して各種活動を通じて啓発、指導を図る。
- 2 組織活動の充実を図るため組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより、これらの組織の活性化を促す。
- 3 各防災関係機関が自主防災組織を指導、育成する重点項目を列記すれば、おおむね次のとおりである。
 - (1) 気象情報等に関する知識
 - (2) 実践的な体験型の防災講習、防災訓練等の実施
 - (3) 防災広報紙、ポスター等の発行
 - (4) 防災映画会、講習会、研究会、座談会等の開催
 - (5) 講演会の開催
 - (6) 自助、共助の精神に基づく防災活動の支援、助言
 - (7) 自主防災組織間の連絡協議会の開催
 - (8) 災害時の活動マニュアルの整備
 - (9) 組織活動については、要請に応じ関係ある市部局を派遣して指導にあたる。

第 4 自主防災組織に対する援助

自主防災組織が整備する防災資機材の年次整備計画による備蓄の増強及び自主防災組織が実施する防災訓練に対して積極的な協力、訓練指導及び訓練用資機材の提供等の援助を行うものとする。

特に、組織の役割及び活動内容から判断して、組織に共通な防災用資機材等はあるかぎりの助成を行うものとする。

第 5 ボランティア団体の受入体制の整備及び連絡体制の推進

1 ボランティアの受入体制の整備

ボランティアの受入れについては、発災時に「岡崎市災害ボランティア支援センター」を必要とされる場所に設置し、必要な机、イス及び電話等の資機材を確保する。

また、平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努めるとともに、防災訓練等において、ボランティア関係団体の協力を得てボランティア支援センターの立ち上げ訓練を行う。

2 ボランティアコーディネーターの確保

ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保及びボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。

3 災害ボランティアの活動環境の整備

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。

4 防災リーダー等の活用

市は、防災リーダー、NPO法人等を活用し、地域防災力の強化を図る。

(1) 防災リーダー、NPO法人等による地域の活動支援

防災リーダー、NPO法人等は、市内の自主防災組織の活動を支援するものとする。このため市は、防災リーダー等の継続的な資質向上の機会を用意し、防災指導員等の自主防災組織との連携を支援する。

(2) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

市は、自主防災組織が消防団、企業、学校、災害ボランティア団体など防災関係機関同士で密接な関係（ネットワーク）を築くため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。

第4節 企業防災の促進

第1 基本方針

1 企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は県民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan/BCP）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 企業防災の促進

市及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時の果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第2 対策

1 企業の取組

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保するものとする。

(2) 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

(3) 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画を策定に努め、平常時に行うべき活動や

緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておくものとする。

(4) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。

また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

2 企業防災の促進のための取組

市及び商工団体等は、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について積極的に啓発していくものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市が策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。

第5節 相互応援体制の整備

第1方針

市内において災害が発生し、自力による対応が困難な場合に備え、他市町村や防災関連機関等との相互応援協定の締結など、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

第2実施内容

市は災害発生後、自力で対応が困難となり、必要があると認められる場合において、法令及び応援協定等に基づいて、県、他市町村及び他の防災関連機関等に対して速やかに応援要請が行えるよう、応援要請、受入れのための体制整備を図るものとする。

1 応援協定の締結

市は、他市町村や防災関連機関等との間で災害に関する応援協定締結を推進する。

(協定書等 別冊附属資料掲載)

2 応援要請、受入れ体制の整備

市は、災害時の応援要請・受入れが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法等を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

また平常時から協定を締結している他市町村及びその他防災関連機関等との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

3 他自治体災害時の応援活動体制の整備

市は、被災市町村より応援要請を受け、又は緊急を要し応援要請を待ついとまがなく派遣をしようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう、支援体制の整備を図るものとする。

派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受けることのないよう、自己完結型の体制とする。

第 6 節 防災に関する調査研究の推進

第 1 調査研究体制の確立

災害は、広範囲な分野にわたる複雑な現象で、かつ、その実態は地域的特性を有するので、防災に関する調査研究体制を確立し、その効率的推進を図り、各地域の特性及び災害の種類に応じた防災施策樹立の参考に資する。

第 2 重点を置くべき調査研究事項

1 危険区域の把握

災害の発生のおそれのある地域ごとに、次の事項及び現況調査を行い、その実態を把握する。

(1) 水害危険地域

地形、降雨量、河川流量、堤防の高さと強弱、河床の状況、池沼の貯水量等

(2) 地すべり危険地域

地形、地質、降水、地表水及び地下水の状況、土地の滑動状況等

(3) がけ崩れ危険地域

土質、地形のこう配状況、飽和雨量、立木の状況等

(4) 火災危険地域

地勢、気象、木造建物の建築面積及び平均建ぺい率、工事等特殊施設の配置、構造及び取扱品目、消防施設、設備の状況、消防水利、道路状況等

第 3 調査研究成果の活用

1 調査研究成果の活用

調査研究成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録し広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

2 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

危険地域の把握、危険地区の被害想定各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施する。また、その一手段として防災カルテ・防災マップ・防災マニュアルを作成する。

さらに、災害危険区域及び避難所、避難路等を具体的に示したハザードマップの作成、公表に努める。

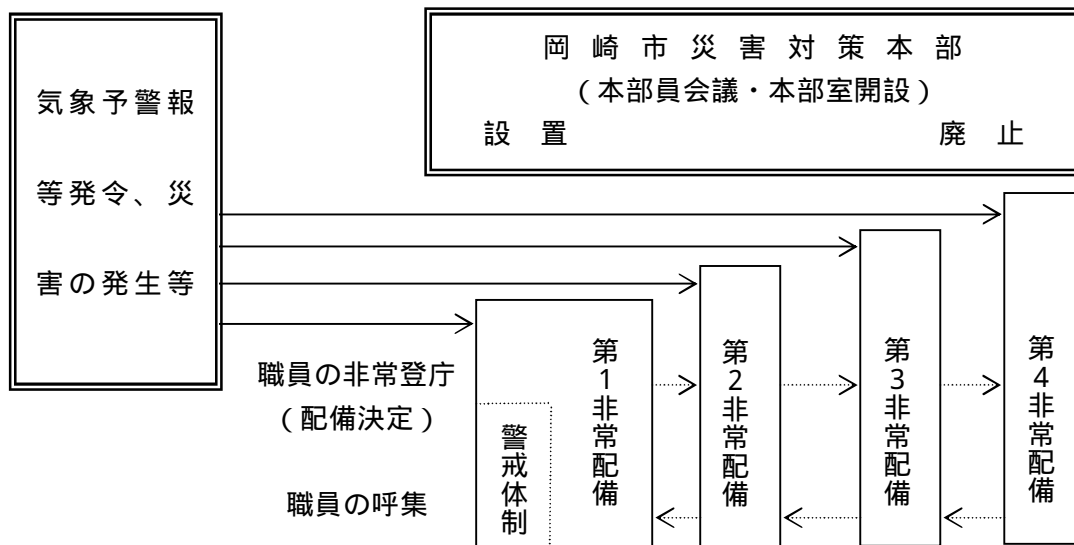
第 1 章 災害応急活動

第 1 節 職員の動員

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対応活動に対処する職員の動員配備体制について定めるものとする。

1 非常配備体制

職員の非常配備体制は、次に示す通り第 1 非常配備から第 4 非常配備とする。



2 非常配備の時期

非常配備の時期は、次の基準の通りとする。

(1) 第 1 非常配備

ア 大雨注意報、洪水注意報又は矢作川洪水注意報のいずれかが発表され、災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。

イ 大雨警報、暴風警報、洪水警報、暴風雪警報又は矢作川洪水情報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）のいずれかが発表されたとき。

ウ 小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。

（上記ア、イ、ウの場合は警戒体制をとる）

エ 小規模の災害が発生し、更に災害が拡大するおそれがあるとき。

(2) 第 2 非常配備

相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。

(3) 第 3 非常配備

大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。

(4) 第 4 非常配備

大規模の災害が発生したとき。

3 非常配備の編成

職員の非常配備の編成は、次の配備内容を基準に、組織ごとに配備の種類に応じた編成を定めておくものとする。

(1) 第1 非常配備の配備内容

災害が発生するおそれがあり、今後の状況の推移に注意を要するとき、又は小規模の災害が発生したときで、当該災害に関する組織の少数の人員をもって災害応急対策を推進する体制（警戒体制）

小規模の災害が発生し、当該災害に係る警戒体制の組織の人員を強化し、災害応急対策を推進する体制

(2) 第2 非常配備の配備内容

相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときで、当該災害に係る組織の所要の人員をもって災害応急対策を推進する体制

(3) 第3 非常配備の配備内容

大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したときで、全組織の所要の人員をもって災害応急対策を推進する体制

(4) 第4 非常配備の配備内容

大規模の災害が発生したときで、全組織をもって災害応急対策を推進する体制

4 非常配備体制の決定

非常配備体制の決定は次の通り行うものとする。ただし、決定者の不在等により、直ちに決裁を得られない場合には、事後に承認を得るものとする。

(1) 第1 非常配備 防災危機管理課長が、市長公室長の指示を受け、副市長の承認を得て行う

(2) 第2 非常配備 防災危機管理課長が、市長公室長の指示を受け、副市長の承認を得て行う

(3) 第3 非常配備 市長公室長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う

(4) 第4 非常配備 市長公室長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う

5 代決者

災害時の命令系統及び順序は下記のとおりとし、不在又は連絡不能の場合は、次の順序の者が直ちに災害対策に関する職務を遂行し、事後にその承認を受けるものとする。また、直属の上司が不在又は連絡不能の場合は、さらにその上司の指示を受ける等命令系統の明確化を図る。

(1) 市長（災害対策本部長）

(2) 副市長（災害対策副本部長 市長公室を所管する副市長は危機管理監を兼務）

* 両副市長の順序は、岡崎市副市長事務分担規則（平成13年岡崎市規則第24号）による。

(3) 各部長担当職（災害対策本部員）

* 岡崎市災害対策本部要綱第2条第4項の本部員の記載順序による。

6 非常配備の伝達

職員の非常配備の伝達方法については、あらかじめ岡崎市災害対策本部活動要領に定めるものとするが、おおむね次のとおりとする。

(1) 平常勤務時の場合

防災危機管理課は、気象予警報等の受領に基づき、庁内放送、庁内イントラ、加入電話、FAX等により、気象予警報等の種類及び配備の種別を伝達するものとする。

(2) 休日又は勤務時間外の場合

防災危機管理課は、気象予警報等の受領に基づき、あらかじめ定められた連絡網により非常連絡員に加入電話により、気象予警報の種類及び配備の種別を伝達するものとする。

(3) 非常配備の伝達

非常配備の伝達は、あらかじめ登録してある職員に防災緊急情報一斉伝達装置などを使用して一般加入電話、携帯電話へ連絡する他、Eメール等の新しい情報メディアの利用を推進する。

(4) 非常連絡員の設置

災害対策本部の当初の非常配備の伝達等を的確に行うため、部等に正副2人の非常連絡員をあらかじめ設置しておく。

7 職員の非常参集

(1) 気象予警報等の発表により、非常配備が指令される場合は、積極的に定められた災害応急対応活動につくものとする。

(2) 初動対応に当たる職員については、予め定められた参集場所への参集を目指すこととするが、それが不能となった場合は、以下に基づき行動する。

ア 参集場所

交通・通信が途絶し、又は利用できないため定められた参集場所への参集が不能となり、上司の指示も受けられない場合は、次に示す参集可能な最寄りの支所に自主的に参集し、当該機関の長の指示を受け災害応急対策に従事する。

支 所 名	位 置
岡崎支所	岡崎市羽根町字貴登野15番地
大平支所	岡崎市大平町字皿田6番地
東部支所	岡崎市山綱町字天神2番地9
岩津支所	岡崎市西蔵前町字季平45番地1
矢作支所	岡崎市矢作町字尊所45番地1
六ツ美支所	岡崎市下青野町字天神64番地
額田支所	岡崎市榎山町字山ノ神21番地1

イ 参集した場合の措置

(ア) 職員は、当該出先機関の長に自己の所属課、職氏名及び参集場所へ参集できない理由を報告する。

(イ) 当該出先機関の長は、加入電話が利用できる状態になったとき、防災行政無線が利用できる場合等は、前記(ア)により報告を受けた職員の職氏名及び勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。

ウ 参集場所への復帰

出先機関の長は、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡するものとする。

(3) 避難所運営担当者

ア 目的

避難所の運営管理を統括するものとし、開設後は、避難所運営本部及び地域防災連絡員と連絡を取りつつ、避難所の生活環境の整備を図り、避難者による自主運営活動が円滑に行われるように情報の提供などの支援活動を行うものとする。

イ 人員

196人(98避難所各2人)

ウ 業務内容、責務等

- (ア)担当避難所施設に出向、開設し、避難者を受け入れる。
- (イ)避難所状況報告書により、関係事項を避難所運営本部に報告する。
- (ウ)食料などの管理、配給及び負傷者等の対応を行う。

(4) 地域防災連絡員

ア 目的

災害時に地域との防災連絡、調整を行い、災害時の地域防災力の向上、防災連絡体制の整備を図るものとする。

イ 人員

50人（各小学校区、旧鳥川小学校区、旧千万町小学校区、旧大雨河小学校区 1人）

ウ 業務内容、責務等

- (ア) 災害時の地域（学区防犯防災協会）との防災連絡及び調整を行う。
- (イ) 当該小学校区全域の災害状況の報告
- (ウ) 災害対策本部（避難所運営本部）と相互に連絡をとり、当該小学校区の避難所運営の調整を行う。
- (エ) 地域防災連絡員は、所属する課等の第1から第3の非常配備体制職員とは別系統の災害対策本部直轄部職員とする。
- (オ) 災害対策本部からの指示により、各小学校又は最寄の支所に参集する。

(5) 勤務時間外の非常配備につかない職員の職務

災害対策本部が設置された場合において、非常配備につく職員以外の職員は、自己の住所地付近及び登庁の経路の災害状況を把握し、災害対策本部へ通報するよう努め、いつでも非常配備につけるように待機をするものとする。

第 2 節 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置及び廃止の時期

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるときは、岡崎市災害対策本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、これを廃止する。

また、市長は、災害地に現場災害対策本部を置くことができる。

なお、岡崎市水防計画による岡崎市水防本部は、災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部に統合される。

2 災害対策本部の設置基準

(1) 気象業務法（昭和 27 年法律第 16 5 号）による次の警報の一以上が市に発表されたとき。

ア 大雨警報

イ 暴風警報

ウ 洪水警報

エ 暴風雪警報

(2) 矢作川洪水警報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表されたとき。

(3) その他大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。

3 災害対策本部の組織

(1) 組織構成

岡崎市災害対策本部条例（昭和 38 年岡崎市条例第 7 号）の規定により構成するものとする。

（岡崎市災害対策本部条例 別冊附属資料 掲載）

（組織図 岡崎市災害対策本部活動要領 掲載）

(2) 職

(ア) 本部長（市長）

本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長（副市長 市長公室を所管する副市長は危機管理監兼務）

本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(ウ) 本部長付（教育長、岡崎市民病院長）

本部長を補佐し、本部長及び副本部長がともに事故があるときは、その職務を代行する。

(エ) 部長（本部員のうちから本部長が指名）

本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

(オ) 部員（その他の職員のうちから本部長が指名）

部長の命を受けて部の事務を処理する。

(カ) 本部員

各部等の長（担当部長を含む）、額田支所長、保健所長、教育監、市長公室次長、防災危機管理課長

(注) 本部員会議は次の者で構成する

本部長、副本部長、本部長付、本部員

4 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部設置の決定

気象情報、被害情報等に基づく防災危機管理課長の報告をもとに、市長公室長が状況を判断し、市長の承認を得て、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第23条第1項の規程に基づき、災害対策本部の設置を決定する。ただし、緊急を要し、市長公室長が不在かつ連絡不能の場合は防災危機管理課長が代行する。

(2) 現地災害対策本部設置の決定

災害の発生が局地的である場合、通信・交通途絶が発生又は発生する恐れがある場合又は現地での災害応急活動を集中的、統合的に実施する必要がある場合には、市長公室長が状況を判断し、市長の承認を得て、災対法第23条第5項の規程に基づき、現地災害対策本部の設置を決定する。

現地災害対策本部は、災害対策本部と連携を図りながら災害対策業務の効果的実施にあたるものとする。

(3) 職員の動員

防災危機管理課長は、災害対策本部の設置及び活動体制の決定に基づき、応急対策実施のため必要な職員の動員を行うものとする。

また、災害応急対策に従事する職員は腕章を着用する。

(腕章 別冊岡崎市災害対策本部活動要領掲載)

(4) 災害対策本部又は現地災害対策本部設置の通知

防災危機管理課長は、災害対策本部又は現地災害対策本部を設置した場合は、直ちに、非常連絡員にその旨を通知するとともに、状況に応じて、市長を通じ愛知県災害対策本部等の関係機関へその旨を通知する。

5 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部本部員会議の開催

災害の状況に応じ、災害対策に関する基本的事項について協議するため、本部長が必要と認める場合は、本部員会議を開催する。

(本部員会議の構成 別冊岡崎市災害対策本部活動要領掲載)

(2) 本部員会議の協議事項

本部員会議は、災害応急対策の実施に関する基本方針を決定するほか、概ね次の事項に関し協議する。

ア 第3非常配備体制以上への切替え及びこれらの廃止に関すること

イ 避難のための立退き指示に関すること

ウ 被害情報及び被害状況の分析とそれに伴う応急対策活動の基本方針に関すること

エ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること

オ 災害救助法の適用についての意見に関すること

カ その他災害対策に関する重要事項

(3) 部及び課等の運営

災害対策本部の部及び課等は、本部員会議の決定した方針及びあらかじめ策定したマニュアルに基づき災害対策業務の実施にあたる。

また、各部、課等及び共同で、その際のマニュアルを策定し、その周知徹底を図っておくものとする。

6 災害対策本部室

(1) 本部室の設置

気象業務法に基づく警報のうち大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、はん濫警戒情報若しくは矢作川はん濫警戒情報の一以上が発表されたときその他災害の状況により必要なときは、気象予警報、被害状況その他災害の状況に関する情報の収集並びに防災関係機関及び関係部局との連絡調整を行うために、市東庁舎 2 階防災危機管理課又は市東庁舎 1 階防災展示コーナーに設置し、額田支所に分室を設置する。ただし、災害の状況に応じてその都度市長公室長が指定する会議室等に設置することがある。なお、市庁舎が被災した場合には、福社会館の会議室等に設置する。

(2) 本部室の職員

災害対策本部室及び分室で従事する職員は、原則として岡崎市災害対策本部活動要領に定める職員とするが、災害の状況によっては、市長公室長が指示する職員とする。

(3) 本部室の電話番号等

ア 本部室には、次の有線電話を設置する。

23 - 6777 (受信可能本数 20 本)

23 - 6*** (受信可能本数 20 本 防災防犯協会、防災関係機関専用)

分室には、次の有線電話を設置する。

82 - 3101

イ 本部室には、次の無線局を設置する。

地域防災無線 (ちいきおかざき 100)

防災行政無線・市波移動系 1 (ぎょうせいおかざき 001 又は 002)

広域波 (おかざきぼうたい)

愛知県高度情報ネットワークシステム・県波 (ぼうさいおかざきし)

分室には、次の無線局を設置する。

防災行政無線・市波移動系 2 (ぎょうせいおかざきぬかた)

市波同報系 (こうほうおかざき)

愛知県高度情報ネットワークシステム・県波 (ぼうさいおかざきしぬかた)

第 3 節 通信連絡

災害発生時における災害情報、防災関係機関相互の連絡を迅速かつ確実に伝達する通信連絡の方法について定めるものとする。

1 計画方針

災害時の通信情報連絡手段は、原則的には有線通信設備によるものとするが、有線の途絶を考慮し、無線通信手段の活用を図るため、無線通信設備が設置してある施設については、有線通信及び無線通信を併用していくものとする。

また、災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。

さらに、マスメディアと緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

2 通信連絡体制

(1) 指定電話及び通信連絡担当者

通信連絡の円滑な実施を図るため、市及び第 1 編第 6 節に掲げる防災関係機関は、あらかじめ指定電話及び連絡担当を定め、通信連絡窓口の一本化を図るものとする。

(2) 市の通信連絡体制

市の災害に係る通信窓口は、災害対策本部が設置されていない場合は、市長公室防災危機管理課が担当し、災害対策本部が設置された後は、本部室が、各防災機関との通信連絡にあたる。

なお、災害対策本部の各部内の連絡責任者については、別に定める岡崎市災害対策本部活動要領の非常連絡員とする。

(3) 有線電話の優先利用等

各防災関係機関は災害発生時等において、電話の異常ふくそうにより一般通話が制限される場合もあり得ることも考慮して、あらかじめ発信する電話番号を西日本電信電話株式会社に「災害時優先電話」として登録し「災害時優先電話」による情報の収集、伝達等に努めるものとする。

ア 非常扱いの通話

天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、すべての通話に優先して接続される。

申し込みに当たっては、災害時優先電話から市外局番なしの 102 番にダイヤルして、次の事項をオペレータに告げる。

- (ア) 非常扱いの通話申し込みであること
- (イ) 登録された電話番号と機関などの名称
- (ウ) 相手の電話番号
- (エ) 通話内容

イ 緊急扱いの通話

火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合で、一般通話に優先して接続される。

申し込みに当たっては、災害時優先電話から市外局番なしの 102 番にダイヤルして、次の事項をオペレータに告げる。

- (ア) 緊急扱いの通話申し込みであること
- (イ) 登録された電話番号と機関などの名称
- (ウ) 相手の電話番号
- (エ) 通話内容

また、西日本電信電話株式会社名古屋支店及び市は、異常ふくそうによる通信不能の事態が生じないよう、平常から住民に対し災害発生時における電話使用の自粛を呼びかけておくものとする。

ウ 非常扱いの電報

天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常扱いの通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの115番にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。(22時以降 - 翌朝 8 時まで、0120 -000115で受付)

- (ア) 非常扱いの電報の申込みであること
- (イ) 発信電話番号と機関などの名称
- (ウ) 電報の宛先の住所と機関などの名称
- (エ) 通信文と発信人名

エ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。電報発信に当たって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの115番にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。(22時以降 - 翌朝 8 時まで、0120 -000115で受付)

- (ア) 緊急扱いの電報の申し込みであること
- (イ) 発信電話番号と機関などの名称
- (ウ) 電報の宛先の住所と機関などの名称
- (エ) 通信文と発信人名

(4) 被災地域への通信の疎通確保対策

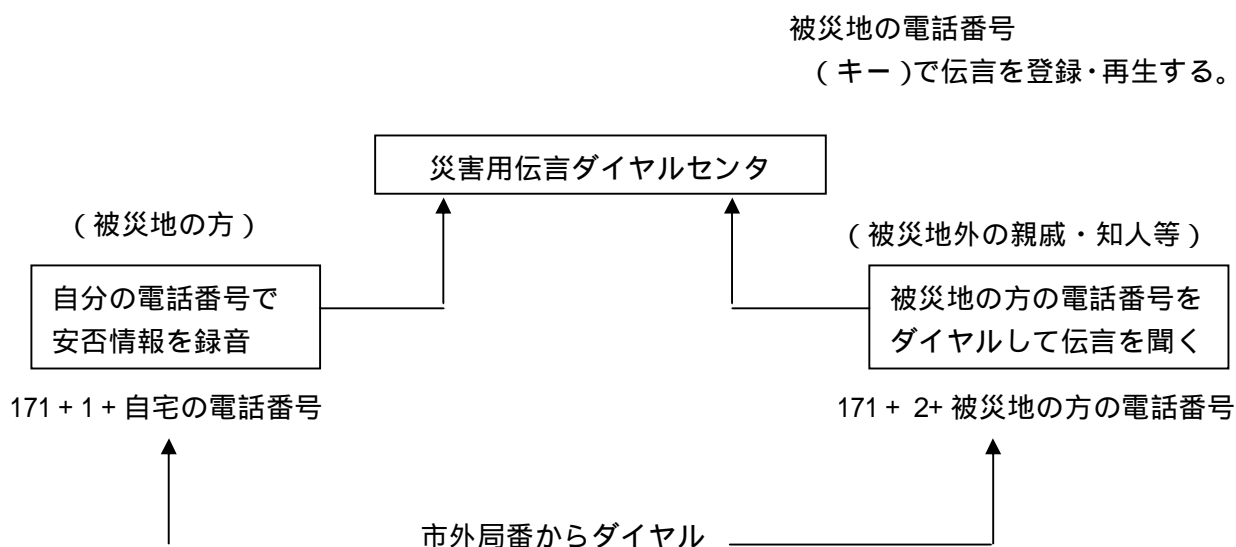
・災害用伝言ダイヤルの活用

西日本電信電話株式会社は、被災地域への通信確保対策として災害用伝言ダイヤル及び災害用プロ -ドバンド伝言板を運用する。KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社ウィルコムでも同様のサービスを運用する。

ア 災害用伝言ダイヤルとは、災害時に被害者の安否確認による電話のふくそうを避けるため、被災者の親戚・知人等が直接被災者に電話せず、全国約 50 か所に設置された災害用伝言ダイヤルセンタを通して被災者の安否確認を行うものである。

イ 災害用プロードバンド伝言板とは、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用し、インターネットを利用して安否確認を行うものである。

災害用伝言ダイヤルのシステム



項 目	内 容
伝言の録音、再生が可能な電話番号 (キー)	被災地を中心とした生活圏のNTT一般電話番号(市内局番を含む。また、災害発生時にNTTが県単位に指定する。)
利用可能電話	NTTの一般電話(プッシュ式、ダイヤル式) 公衆電話、INSネット64、INSネット1500 メンバーズネット(オフネット通話利用時) 携帯電話、PHS (一部の通信事業者は今後拡大予定)
伝言蓄積数 伝言録音時間	1電話番号あたり1~10伝言 1伝言30秒以内
伝言の保存期間	登録後2日間(48時間)
伝言の消去	保存期間経過時に自動消去
利用料金	発信地~被災地電話番号間の通話料(登録、再生とも必要)
暗証番号付き伝言	4桁の暗証番号(録音:171+3+暗証番号、再生:171+4+暗証番号)

3 有線通信途絶の場合

(1) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又は利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- (ア) 人命の救助に関するもの
- (イ) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの
- (ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの
- (エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの
- (オ) 遭難者救護に関するもの（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）
- (カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの
- (キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの
- (ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、県・市町村防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの
- (コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

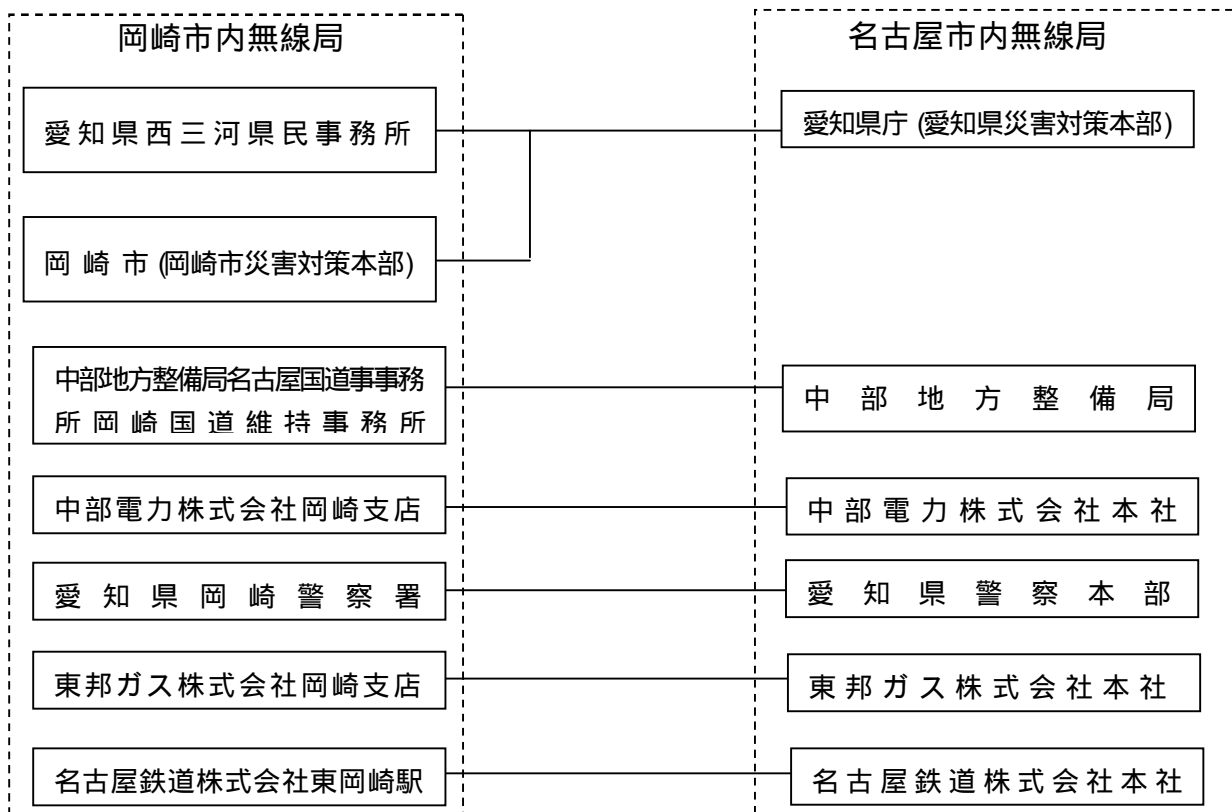
イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

県災害対策本部へ通ずる非常通信ルートは、次のとおりである。



(2) 有線途絶の場合は、市は防災行政無線（市波、広域波、県波） 地域防災無線、企業無線、消防無線、救急無線施設のほか他機関の無線通信施設を活用するものとする。

第 4 節 情報の収集及び伝達

気象、水象、火災等に関する予警報等被害状況報告その他災害に関する情報は、災害応急対策を実施するうえにおいて欠くことのできないものであるため、迅速かつ確実に収集し、及び伝達する要領等について定める。

1 予警報の受領及び伝達

災害対策本部の設置に関する予警報の受領及び伝達は、迅速かつ確かさが要求されるので、それぞれの担当者、受領方法、通報先等は、岡崎市災害対策本部活動要領及び岡崎市災害活動マニュアルに定めるものとする。

2 異常現象発見時の通報

災害の発生が予想される異常現象を発見した者は、その現象が火災又は水防に関するものは消防機関（水防機関）、その他のものは名古屋地方気象台その他の防災関係機関又は警察官に通報する。この場合において、異常現象を承知した防災関係機関は直ちに県、隣接市町村その他関係機関に連絡する。

3 重要な被害状況の伝達

災害対策本部の各組織は、次に掲げるところにより所管する事項の被害状況について、逐次速やかに電話等により県防災関係機関へ伝達を行う。

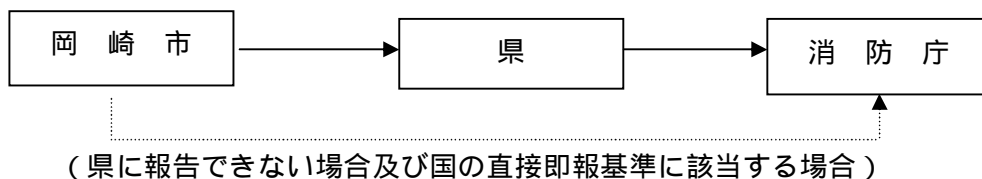
また、即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したとき、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式により、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

おつて、消防機関への119番通報が殺到した場合には、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。

伝達のための情報通信手段としては、原則、防災情報システムを活用するものとするが、防災情報システムが使用できない場合及び国の直接即報に該当する場合は、様式によるものとする。



伝達の対象となる被害

被害の種類	伝達する被害状況
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況(全般)
人的被害、住家被害等	人的被害、住家被害
	避難状況、救護所開設状況
公共施設被害	河川・貯水池・ため池、砂防施設等の被害
	港湾及び漁港施設被害
	道路・橋りょう被害
	鉄道施設被害
	電信電話施設被害
	電力施設被害
	水道施設被害

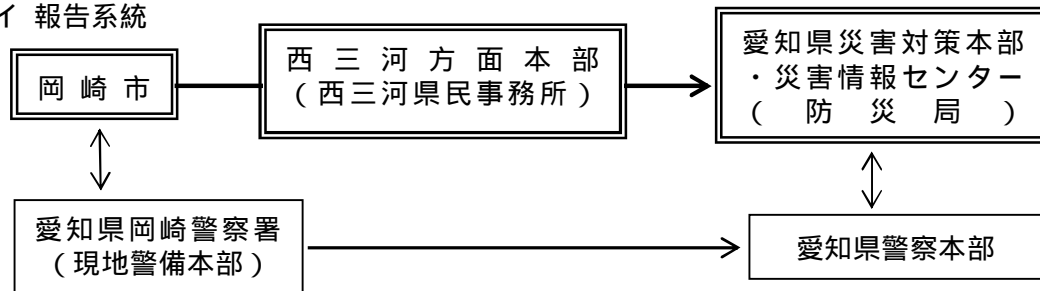
(1) 人的被害、住家被害等

ア 報告を要する場合

次に掲げる事項の一に該当したとき被害の発生及びその経過に応じ、逐次報告する。

- (ア) 県災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 市災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- (エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められるとき

イ 報告系統

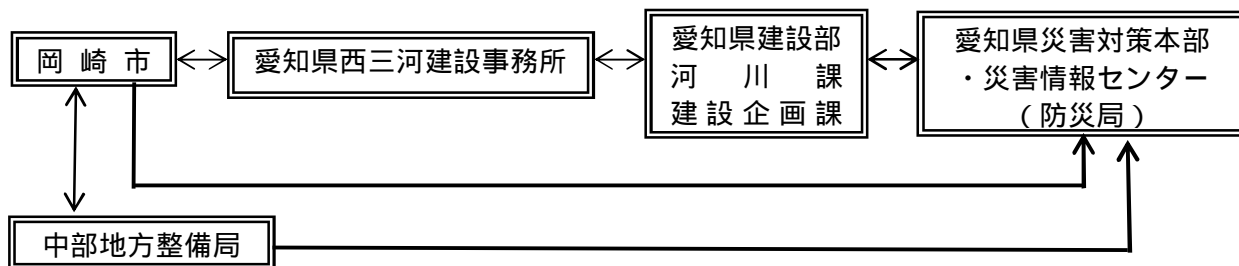


(2) 河川被害

ア 報告を要する場合

- (ア) 県災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 市災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 重大な被害(河川堤防の決壊、溢水等)が発生したとき、又は応急復旧したとき

イ 報告系統

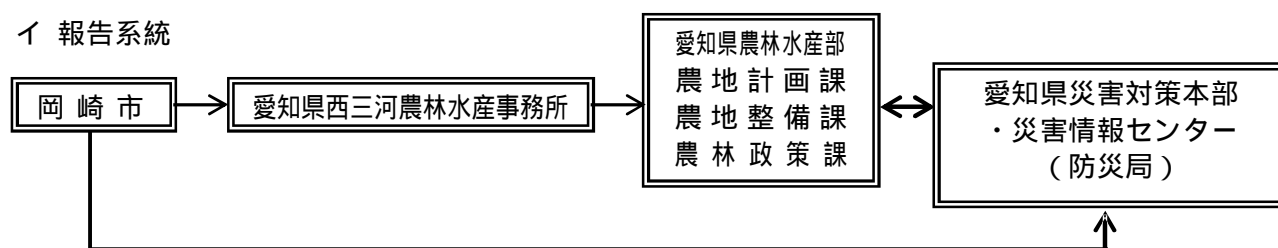


(3) 貯水池・ため池被害

ア 報告を要する場合

- (ア) 県災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 市災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき

イ 報告系統

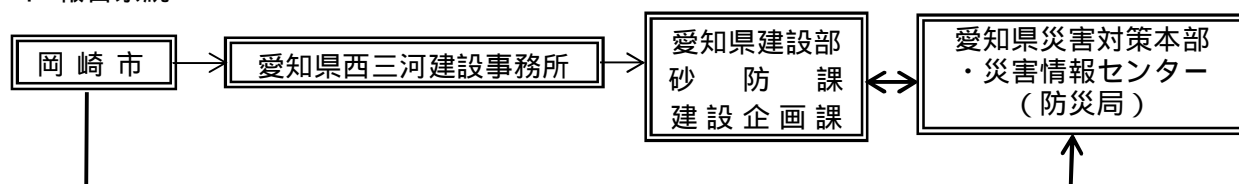


(4) 砂防施設被害

ア 報告を要する場合

- (ア) 重大な被害（えん堤本体が決壊し家屋に被害を与えたとき、護岸工が決壊し家屋に浸水したとき、又は、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が倒壊し家屋に被害を与えたとき）が発生したとき、及び応急復旧したとき
- (イ) 土石流危険渓流において、土石流等の土砂流出が発生したとき
- (ウ) 土石流危険渓流以外であっても、土砂流出により人的被害及び人家、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害が生じたとき及びこれらの被害の恐れが生じたとき
- (エ) 急傾斜地崩壊危険箇所で斜面崩壊が発生したとき
- (オ) 急傾斜地崩壊危険箇所以外で斜面崩壊が発生し、人的被害及び人家、公共的建物等に一部破損以上の被害があったとき
- (カ) 地すべり危険箇所、被害の有無にかかわらず、地すべりが発生したとき

イ 報告系統



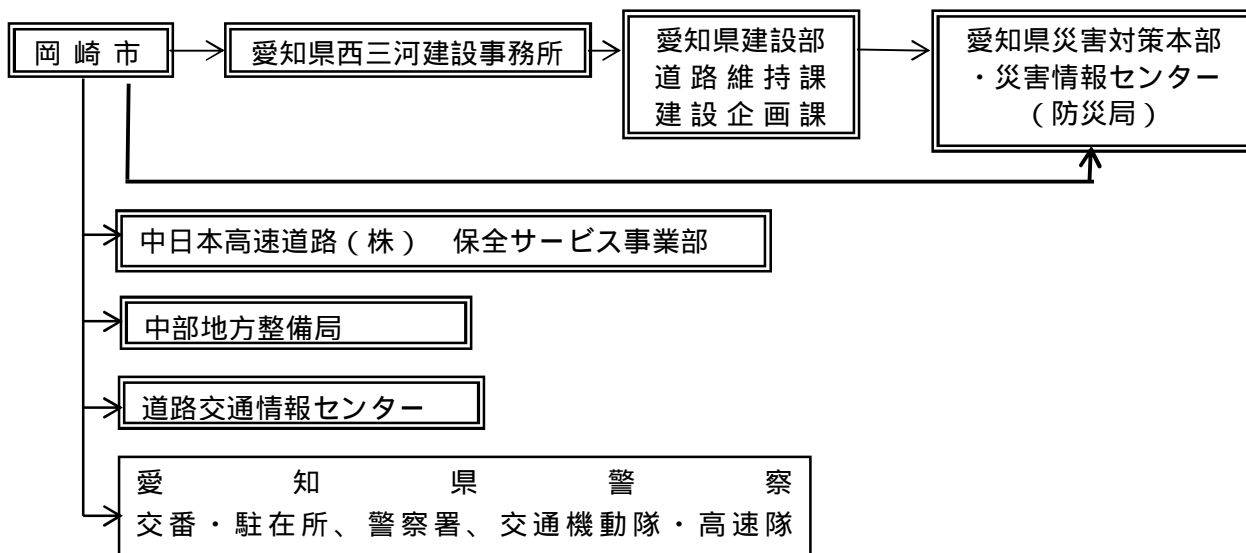
(5) 道路・橋りょう被害

ア 報告を要する場合

- (ア) 県災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 市災害対策本部が設置されたとき

- (ウ) 事前通行規制区間外の通行規制及び事後通行規制をしたとき
- (エ) 重大な災害等が発生したとき
- (オ) 事前通行規制をしたとき
- (カ) 応急復旧したとき
- (キ) 通行規制を解除したとき

イ 報告系統



(6) 水道施設被害

ア 報告を要する場合

県災害対策本部が設置されたとき

イ 報告系統



(7) 被害状況等の相互伝達

(1)から(6)に掲げる人的被害・住家被害等、河川被害、貯水池・ため池被害、砂防施設被害、道路・橋りょう被害、水道施設被害をはじめ鉄道施設被害、電信電話施設被害、電力施設被害、ガス施設被害等の重要な被害状況については、各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況に係る情報を、愛知県地域防災計画に定める機関に報告のほか、市内防災関係機関に対し相互に伝達するものとする。

第 5 節 災害広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の混乱した事態に、被害の状況、応急対策の実施状況等を市民に周知し、人心の安定と社会秩序の回復を図るために行う広報についての定めるものとする。

1 関係機関相互の連絡

防災関係機関は、広報活動を実施するにあたっては、連絡を密にし、各機関相互に錯そうのないよう万全を期するものとする。

2 広報資料の作成

(1) 災害の状況、応急措置の状況等の広報資料の編集に当たっては、必要に応じて関係機関その他各種団体等に対し、情報の提供を求めて実施するものとする。

(2) 写真等の収集

写真は、被害調査の際撮影した写真等を用いる。必要に応じて担当者を派遣して写真やビデオの撮影、録画等を実施するものとする。

3 広報活動の内容

市及び各機関は、(1)の手段を有効に組み合わせて、(2)の事項について、市民への災害広報を実施する。

(1) 広報の手段

- ・報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
- ・防災行政無線、地域防災無線
- ・コミュニティ放送を利用した防災ラジオ（緊急告知放送を含む。）やケーブルテレビの放送（L字放送を含む。）
- ・インターネットホームページ掲載
- ・携帯電話による情報提供（メルマガ、「緊急告知エリアメール」を含む。）
- ・広報紙等の配布
- ・広報車の巡回
- ・その他広報手段

(2) 広報すべき事項

- ・気象に関する情報
- ・河川の水位の情報
- ・公共交通機関の情報
- ・その他の情報

(3) 災害発生直後の広報

- ア 災害の発生状況
- イ 市民のとるべき措置
- ウ 避難に関する情報（避難場所、避難勧告・指示等）
- エ 医療・救護所の開設状況
- オ 道路・河川情報
- カ その他必要事項

(4) 応急復旧時の広報

- ア 公共交通機関の状況
- イ ライフライン施設の状況
- ウ 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
- エ 公共土木施設等の状況
- オ ボランティアに関する状況
- カ 義援金、救援物資の受け入れに関する情報
- キ 被災者相談窓口の開設状況
- ク その他必要事項

4 雨量、水位等の情報の提供

雨量・水位等情報集約システムを使用して、市内各地の雨量、河川水位、ポンプ場水位、貯留池情報等を集約し、防災緊急情報として市ホームページ、携帯電話等で情報の提供を行う。

5 浸水警報装置

(1) 浸水警報装置の整備

市は、住宅や道路の水位を観測する「浸水計」、川の水位を観測する「水位計」及びこれらの計測機器と連動した「警報装置」を整備する。

(2) 浸水情報の提供

「浸水計」や「水位計」等から得られる浸水情報について活用するとともに、異常時において迅速に住民に周知を行うため、通信媒体等による情報発信可能なシステムの体制整備を図る。

第 6 節 災害救助法の適用

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合における同法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として行うことになるが、県が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法第 30 条第 1 項及び同法施行令第 23 条第 1 項の規定により市が行うこととする事務の内容及び市が当該事務を行うこととする期間を市に通知することとし、この場合においては市は当該期間において当該事務を行わなければならないこととなる。

2 災害救助法による救助の種類等

災害救助法による救助は、次に掲げる事項である。

- (1) 収容施設（避難所及び応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被害者の救出
- (7) 被災住宅の応急修理
- (8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (9) 学用品の給与
- (10) 死体の埋葬
- (11) 死体の捜索及び処理
- (12) 障害物の除去

3 適用の要件

- (1) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (2) 法による救助の要否は市、（区）、町、村単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

4 適用基準

災害救助法の適用にあたっては、以下の基準に従うものとする。

- (1) 市区町村の全壊、流出等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯以上に達したとき。

（災害救助法施行令別表第 1）

市（区）町村の人口		被害世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

- (2) 被害世帯が(1)の基準に達しないが、県の被害世帯数が2,500世帯以上で、市区町村の被害世帯数が次に示す世帯以上に達したとき。

(災害救助法施行令別表第1)

市(区)町村の人口		被害世帯数
5,000人未満		15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)に達しないが、県下で被害世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって市区町村の被害状況が、特に救助を必要とする状態にあるとき。
- (4) 市区町村の被害が(1)、(2)及び(3)に該当しないが、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体の高害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合(厚生労働大臣に事前協議を要する)。

5 被害世帯の算定

- (1) 住家の被害程度は、住家は滅失した世帯、即ち全壊、全焼、流失等の世帯を基準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯と、床上浸水又は上砂のたい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって1世帯とみなす。
- (2) 被害世帯数は、家屋の棟数又は戸数とは関係なく、あくまで世帯数で計算する。
- (3) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

6 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等は次のとおりである。

(災害救助法施行細則)

種類	費用の限度額	期間
避難所	避難所設置費：1人1日当たり 300円以内 冬期加算：別に定める額	7日以内
応急仮設住宅	規格：1戸当たり 平均29.7㎡(9坪) 設置費：1戸当たり 平均2,366,000円以内	2年以内
炊き出し等 食品給与	1人1日当たり1,010円以内 遠隔地の縁故先に一時避難する場合3日分支給可	7日以内
飲料水	通常の実費	7日以内

種 類	費 用 の 限 度 額							期 間	
	区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上加算 1人当たり		
被服・寝具等生活必需品の 給与又は貸与	全壊 全焼 流出	夏 4~9月	円 17,300	円 22,300	円 32,800	円 39,300	円 49,800	円 7,300	10日以内完了
		冬 10~3月	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400	
	半壊 半焼 床上 浸水	夏 4~9月	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400	
		冬 10~3月	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300	
医 療	救護班(原則)………実費 病院・診療所 ……国民健康保険診療報酬額以内 施術者 ……協定料金額以内							14日以内	
助 産	救護班(原則)………実費 助産師 ……慣行料金×0.8相当額以内							分娩から7日以内	
救 出	通常の実費							3日以内	
住 宅 の 応急修理	1世帯当たり 520,000円以内 (対象……居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度)							1ヶ月以内完了	
学用品の 給 与	教科書 教育委員会承認の教材………実費 文房具 通学用品 (小学生：1人 4,100円以内 中学生：1人 4,400円以内 高校生：1人 4,800円以内)							教科書1ヶ月以内完了 文房具等15日以内完了	
埋 葬	大人(12歳以上)：1体当たり 201,000円以内 小人(12歳未満)：1体当たり 160,800円以内							10日以内完了	
死 体 の 捜 索	通常の実費							10日以内完了	
死 体 の 処 理	洗浄、縫合、消毒：1体当たり 3,300円以内 一時保存：既存建物利用 ……通常の上実費 その他 ……1体当たり 5,000円以内 検 案 ……慣行料金(救護班以外)							10日以内完了	
障 害 物 の 除 去	1世帯当たり 134,200円以内							10日以内完了	
輸 送 費 及 び 人 夫 費	通常の実費							各項目の期間内	
								(注) 上記期間により難しい特別の状況がある場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て延長可	

第 7 節 水防・土砂災害対策

第 1 水防

洪水による水害の発生、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するための水防活動については、岡崎市水防計画の定めるところによる。

1 消防団等の出動

水防管理者（市長）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態にいたったとき、水防計画の定める基準により消防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

2 監視及び警戒

水防管理者（市長）は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の災害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防等を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、ため池等の管理者及び県に連絡する。

3 ダム、ため池、水門等の操作

ダム、ため池、水門等の管理者は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉操作を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

4 水防作業

河川、ため池等の堤防が漏水、越水等の状態にあり、放置しておく危険と判断される場合、管理者は、その措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、積み土の土工、月の輪工等の水防工法を実施する。

5 水防情報

水防管理団体、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

6 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者（市長）は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

7 湛水排除

市又は土地改良区は、河川、ため池の決壊等により湛水した場合は、排水ポンプによる排水作業を実施する。

第 2 土砂災害対策

1 気象予警報及び情報の収集、伝達

気象予警報及び危険区域の状況等災害応急対策に必要な情報の収集、伝達は、迅速、確実に行うものとする。この場合において危険区域に関する情報の内容は、次のとおりとする。

ア 急傾斜地の地表水、湧水及び亀裂の状況

イ 竹木等の傾倒の状況

ウ 人家等の損壊の程度及び棟数

エ 世帯及び住民の数

警戒区域では、災害情報の伝達手段や避難体制の整備を進める。

2 危険区域の警戒体制

地域の特性を加味したうえで、次の基準雨量例、土砂災害警戒情報及び市の計測する土壤雨量

指数に基づき、第1警戒体制、第2警戒体制をとるものとする。

警戒体制をとる場合の基準雨量例

区 分	前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合	前日までの連続雨量が 40～100mm あった場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒 体 制	当日の日雨量が50mmを 超えたとき	当日の日雨量が80mmを 超えたとき	当日の日雨量が100mmを 超えたとき
第2警戒 体 制	当日の日雨量が50mmを 超え、時雨量30mm程度 の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを 超え、時雨量30mm程度 の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを 超え、時雨量30mm程度 の強雨が降り始めたとき

ア 第1警戒体制は、危険区域の警戒、巡視を行う体制とする。

イ 第2警戒体制は、関係住民に対し、避難対策を実施する体制とする。

第8節 消防活動

火災の発生により極めて大きな人命危険が予想される。消防機関はもとより市民、事業者あわせて消防活動を行うとともに、消防機関は関係防災機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて避難の安全確保、重要地域及び重要対象物の防ぎよ、救助、救急等に当たり、火災から市民の生命、身体及び財産を保護する。

1 防ぎよ方針

- (1) 火災が発生した場合は、積極的な防ぎよを行い一挙鎮滅を図る。
- (2) 火災が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防ぎよする。
- (3) 火災が発生し、消防隊個々の防ぎよでは効果をおさめ得ない場合は、部隊を集中して人命の保全と最重要地域及び最重要対象物の防ぎよに当たる。
- (4) 大量の人命救助事象が発生した場合は、状況により、多人数の救助を優先的に実施する。
- (5) 火災及び水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎよを優先する。
- (6) 火災等が発生し、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合、他市町村へ応援を要請する。

2 重要対象物の指定

避難者の収容施設、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関等の施設については、災害時における重要対象物としてあらかじめ定めておくものとする。

3 消防団活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、地域自主防災組織の指導及び現有装備を活用して、次により出火防止、消火活動、救助救急、避難誘導その他災害の防ぎよに当たるものとする。

(1) 出火防止

発災と同時に付近住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民を督励して初期消火の徹底を図る。

(2) 消火活動

消防隊出場が不能又は困難な地域における消火活動及び主要避難路確保のための消火活動を行う。

(3) 救助救急

要救助者の救助救出と負傷者に対しては、止血その他の応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

第9節 避 難

災害により危険が急迫し、生命、身体の保護が必要と認められる地域住民を避難させる方法等について定めるものとする。(避難所 別冊附属資料掲載)

1 避難のための準備情報、勧告、指示の実施責任者

(1) 市長

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告・指示する。(災害対策基本法第60条)

また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備(災害時要援護者避難)情報を伝達する。

イ アの場合及び警察官、自衛官から立退きを指示した旨の連絡があった場合は、直ちに知事に報告する。

(2) 水防管理者(市長)

洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のため立退くことを指示する。立退きを指示した場合は、直ちに警察署長にその旨を通知する。(水防法第22条)

(3) 知事

洪水、高潮又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のため立退くことを指示する。立退きを指示した場合は、直ちに警察署長にその旨を通知する。(水防法第22条、地すべり等防止法第25条)

災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。市の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。(災害対策基本法第60条)

(4) 警察官

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められる事態において市長が立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、自ら避難のため立退きを指示する。(災害対策基本法第61条)

イ 災害で危険な事態が生じ、その場の危害を避けることが急を要する場合、避難させる等必要な措置をする。(警察官職務執行法第4条)

(5) 自衛官

災害で危険な事態が生じ、その場の危害を避けることが急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難させる等必要な措置をする。(自衛隊法第94条)

2 避難の勧告、指示等の区分

次の災害の状況により、避難の勧告又は指示を行う。

(1) 避難準備情報

要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない状況

(2) 避難勧告

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない状況

(3) 避難指示

前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況

避難の勧告・指示等は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。

また、避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。

さらに、避難の勧告・指示等を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、指定河川洪水予報、水位情報周知河川の避難判断水位（特別警戒水位）、水防警報の発令、土砂災害警戒情報など、具体的・客観的な基準をマニュアルで定めるものとする。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

3 警戒区域設定

(1) 目的と内容

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、人的な被害の未然の防止をはかる。

(2) 警戒区域の設定の実施責任者

ア 市長

市長は、(1)のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

イ 警察官

市長またはその職権を行う吏員が現場にいない場合、または、これらの者から要求があった場合、警察官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。

ウ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。（災害対策基本法第63条）

エ 消防職員または水防職員

消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる。（消防法第28条、水防法第14条）

(3) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告または指示と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

4 避難の勧告、指示等の伝達

(1) 地域住民への伝達

ア 伝達方法

危険区域住民に対する周知については、次により実情に即した方法で徹底を図る。

(ア) 防災緊急情報一斉伝達装置等による伝達

電話回線を利用して、音声又は音声による一斉連絡を行うシステムにより、町防災防犯協会長等の防災関係者に避難勧告・指示等の緊急を要する伝達を行う。

(イ) FMおかざきを利用した緊急告知放送による伝達

FMおかざきを利用した緊急告知放送により、避難準備情報、避難勧告等の緊急を要する伝達を行う。

- (ウ) ミクスネットワークを利用した L字放送による伝達
ミクスネットワークを利用した L字放送により、避難準備情報、避難勧告等の緊急を要する伝達を行う。
- (エ) 緊急告知「エリアメール」等による伝達
携帯電話を利用した緊急告知「エリアメール」やメルマガなどにより、避難準備情報、避難勧告等の緊急を要する伝達を行う。
- (オ) その他ラジオ、テレビ放送による伝達
放送局に対して、勧告又は指示を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示して放送を依頼する。
(「災害時の放送に関する協定」別冊附属資料掲載)
- (カ) 広報車による伝達
市の広報車等を利用し、関係区域を巡回して伝達する。
同報無線の設置されている地域には緊急放送を行う。
- (キ) 信号による伝達（水防信号）
打鐘信号又はサイレン信号により伝達し、必要に応じて打鐘信号とサイレン信号を併用する。

打 鐘 (避難信号)	サイレン信号		
—————	約 3 秒 —————	約 3 秒 —————	約 3 秒 —————
	約 2 秒	約 2 秒	

- (ク) 個別訪問による伝達
避難を勧告、指示したときが夜間であり、停電時で風雨が激しいような場合においては、消防団、自主防災組織等により家庭を個別に訪問し、伝達の周知を図る措置を定めておくものとする。

イ 伝達方法

避難の勧告又は指示を行う場合の伝達内容は、次のとおりとする。

- (ア) 勧告又は指示の実施者
- (イ) 勧告又は指示の理由
- (ウ) 避難所の名称及び所在地
- (エ) 避難経路
- (オ) 火災、盗難の予防、携行品、服装等に関する注意事項

(2) 関係機関への伝達

避難の事前準備及び勧告、指示を発令した場合又は警察官等から勧告、指示を行なった旨の通報を受けたときは、発令者、発令の理由、避難の対象地区、日時、避難先等を記録するとともに、必要に応じ関係機関へ連絡のうえ、協力を求めるよう措置する。

5 避難の誘導

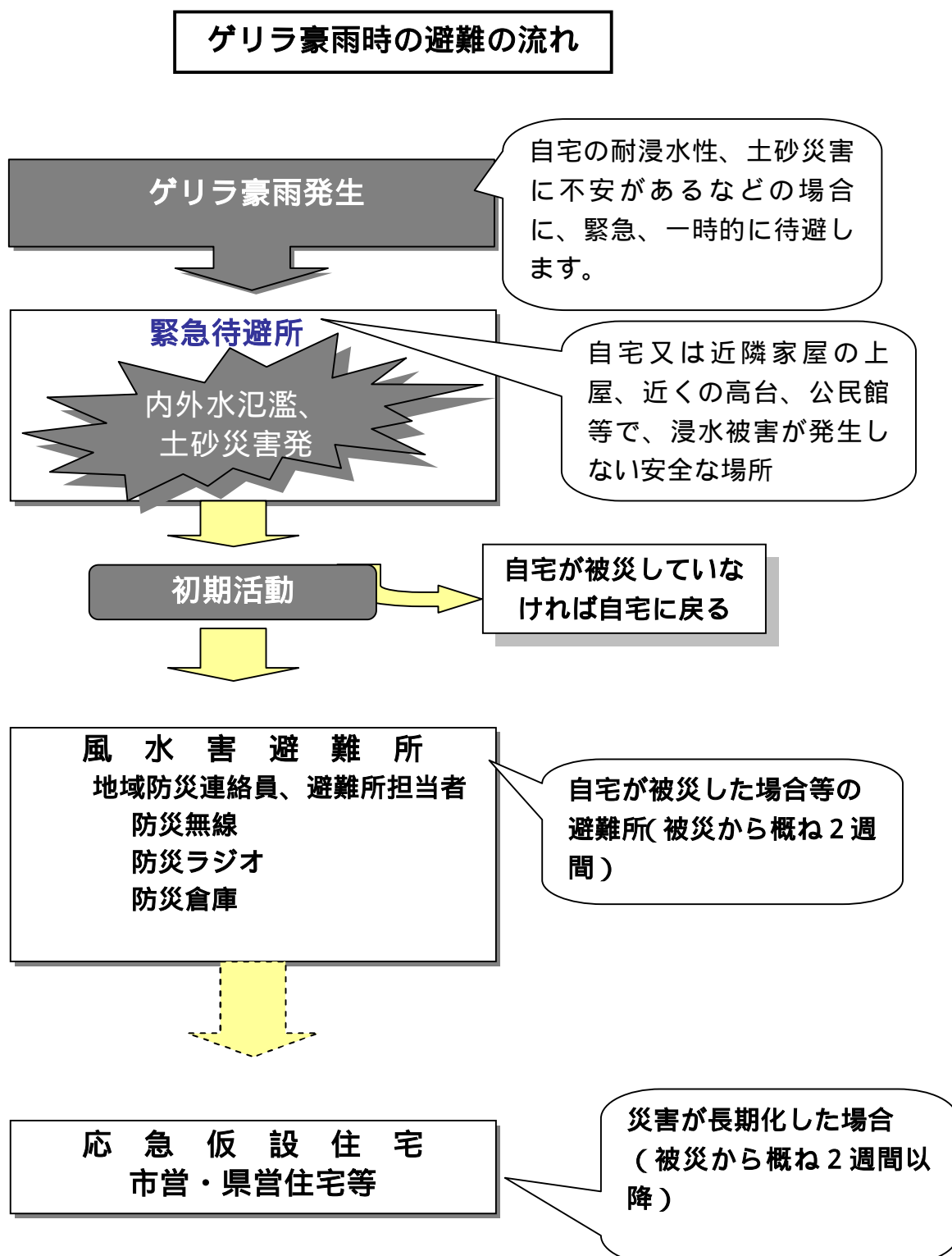
警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、地域住民が安全かつ迅速に避難できるよう、次により避難先への誘導に努めるが、原則として避難は地域住民が自主的に行うものとする。

- (1) 避難の順序は、高齢者・障がい者・傷病者・乳幼児・外国人等の災害時要援護者を優先し、一般人を次順位とする。
- (2) 誘導経路等については、事前に検討してその安全を確認し、危険箇所には標示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、浸水地等には必要に応じて舟艇、ロープ等の資材を配置して万全を図る。

なお、避難誘導、安否確認の実施にあたっては、災害時要援護者に十分配慮するよう努め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。

6 ゲリラ豪雨等の避難方法

ゲリラ豪雨時には、極めて短時間で避難行動をとる必要があるため、避難準備情報を伝達する暇がないことが想定される。そのような場合には、人命を第1として、近くの高台、自宅又は近隣家屋の上屋、公民館などを「緊急退避所」として緊急退避行動をとり、その後、必要に応じて、避難所への避難を行う。(下図参照)



7 学校、災害時要援護者施設等における避難対策

児童、生徒及び災害時要援護者等の避難は、集団行動をとるものとするが、秩序の乱れ、混乱による危険が予想されるので、管理者は安全な避難方法を検討するとともに、あらかじめ次のことを定め、適宜避難訓練を実施する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領

8 避難所開設

災害のため、現に被害を受け又は受ける恐れがあるため避難した者を、一時的に収容し保護するために避難所を開設する。

なお、避難所が危険で不相当となった場合は、別の避難所へ移送する。

さらに、災害時要援護者に配慮して、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

市長は、避難所を開設した場合は、直ちに次の事項について知事に報告する。

- (1) 避難所開設の日時、場所
- (2) 開設箇所数及び収容人員
- (3) 開設期間の見込

9 避難所の管理

避難所を開設したときは、秩序保持等のため、次の措置を行う。

- (1) 避難者に対する災害情報の伝達
- (2) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (3) 避難者に対する各種相談業務

10 避難者に対する救援

避難所を開設したときは、職員を派遣し、自主防災組織、奉仕団等の協力を得て、収容された被災者に対し、必要に応じ次の救援を行う。

- (1) 給水、給食
- (2) 毛布、衣料、日用必需品等の支給
- (3) 負傷者に対する応急医療

11 避難所の運営

避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、収容能力からみて支障があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずること。
- (2) 常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。
- (3) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、男女のニーズの違いや避難者のプライバシーに配慮すること。
- (4) 避難所が万一危険になった場合再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置

を講ずること。

- (5) 災害時要援護者支援班は避難者に災害時要援護者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。

なお、必要に応じて、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

- (6) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとること。
- (7) 災害が収まって、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった在宅被災者に対して、避難所において生活支援を行うこと。
- (8) 避難者における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。
- (9) 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。
- (10) 避難者が避難所にペットを連れてきた場合は、飼育者や他の避難者に対して避難所での飼育ルールの周知・徹底を図ること。

第10節 救 出

災害のため、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出し、及び保護する必要があるので、その方法等について定めるものとする。

1 対象者

- (1) 災害が直接の原因となって、現に生命身体が危険な状態であり、早急に救出しなければ生命身体を保障できないようなおおむね次のような状態にある者
 - ア 火災の際に、火中に取り残された者
 - イ 倒壊家屋の下敷になっている者
 - ウ 流出家屋及び孤立したところに取り残された者
 - エ 山崩れ等の下敷になっている者
 - オ 大規模な爆発、汽車、電車、自動車、航空機等による集団的大事故に遭遇した者
- (2) 災害のため、生死不明の状態にある者
 - ア 行方不明の者で、諸般の情勢から生存していると推定される者
 - イ 行方は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

2 救出の方法

- (1) 火災の際、火中に取り残された者の救出
救護注水のもとに、被災建物の状況に応じ、消防の有する人員、施設、救助用資器材を最も有効に活用し、救出の万全を期して行う。
- (2) 倒壊家屋等における救出
倒壊物による被災者の負傷、土石流、崖崩れ等による埋没事故に際しては、救助車、救急車、その他消防機関の有する人員、施設、救助用資器材を最大限に活用して迅速に行う。
- (3) 浸水地帯における救出
水害に際し、流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合は、舟艇、救命ボート等により被災者の救出を迅速に行う。被害の状況、規模に応じては更にヘリコプターの応援を要請する。

3 警察、医療機関との連絡

被災者救出のための通報を受領し、救出活動を実施する場合は、特に警察及び医療機関との密接な連絡をとり、救出救急に当たる。

4 関係機関への要請

災害による被害が甚大な場合又は有毒ガスの発生等による特殊な災害で救出活動の実施が困難な場合は、県をはじめ自衛隊、警察等特殊装備を有する関係機関の応援を要請する。

第 11 節 食品の供給

災害により食品を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じた者に対する炊き出しその他による食品の給与等について定めるものとする。

1 炊き出しその他による食品の給与

(1) 対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等のため、炊事ができない者
- ウ 旅行者、一般家庭への来訪者、汽車の旅客等であって、食料品の持ち合わせがなく、調達できない者
- エ 被災により一時縁故先に避難する者で、食料品をそう失し、持ち合わせのない者

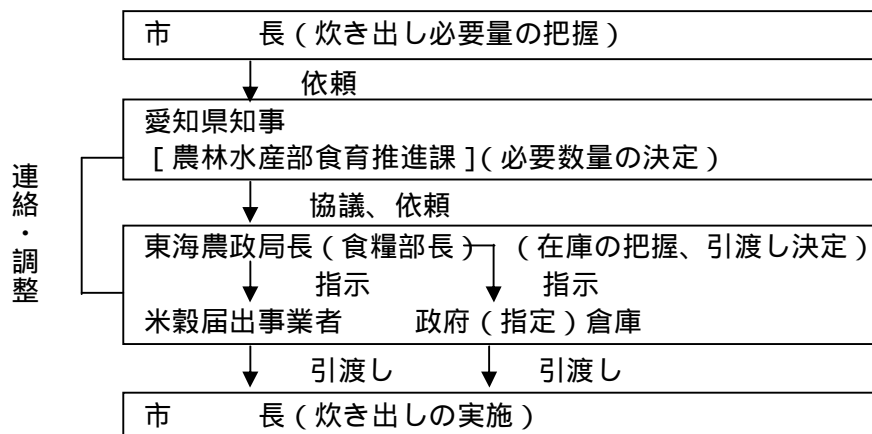
(2) 実施方法

- ア 炊き出しによる食品の給与は、原則として包装食によることとし、可能な限り保存性のある副食物を添えるものとする。
- イ 炊き出しは、婦人会、青年団等の地域奉仕団の協力を得て、避難場所又はその近くの給食施設を利用して実施するが、適当な場所がないとき又は困難なときは、米販登録業者に依頼して実施する。
- ウ 食品の給与は、応急的措置として乾パン、アルファ米等の備蓄食料をもって行い、給与期間及び被災者の実態等を勘案して、生パン又は米飯(乳幼児に対してはミルク等)の炊き出しを行う。

2 米穀の応急供給

- (1) 市は、県が策定した応急用米穀取扱要領に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定を締結し、応急時には自ら米穀を確保できるようにする。(協定書 別冊附属資料掲載)
- (2) 市は、自ら米穀を確保することが困難な場合は、被害者等へ炊き出し給食をするための主食の供給が必要である旨を知事に依頼し、米穀の売却を受ける手続きをする。(昭和 57 年 応急用米穀取扱要領)
- (3) 市は炊き出しを実施する場合の米穀の原料(玄米)調達にあたっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。

市は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県、東海農政局と緊密な連絡を図り「愛知県応急米穀取扱要領」及び「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」により調達を図る。



なお、市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合は、東海農政局地域第三課長(056 4-51 5131)に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後速やかに知事に報告するものとする。

第12節 飲料水の供給

災害の発生による水道管の損壊等により、飲料水の確保ができない者に対する飲料水の供給について定める。

1 非常用水源

次の水源等を利用して飲料水の確保を図り、給水を行う。

- (1) 利用可能水道水源の利用
非被災の利用可能の水道水源又は水道施設から路上配管等により応急給水する。
- (2) 水道用貯留施設の利用
浄水池、ポンプ井、配水池、取水塔、圧力タンク等により応急給水する。
- (3) 耐震性貯水槽の利用
耐震性貯水槽により応急給水する。
- (4) 受水槽の利用
公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。
- (5) 保存用飲料水の利用
備蓄倉庫等に備蓄された保存用飲用水により応急給水する。

2 応急給水用資器材

給水車、給水タンク、ポリ容器、水袋、バケツ、消毒用塩素材（次亜塩素酸ソーダ等）、水質検査用器具（残塩計、PH計）等の資器材を整備する。

（応急給水用資器材及び給水装置 別冊附属資料掲載）

3 給水量

応急給水量は、必要最小限の飲料用水として 1人 1日当たり約 3リットルとするが、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況に応じ給水量を増加する。

4 給水方法

給水の方法は、非常用水源からの「拠点給水」又は給水車等で輸送する「搬送給水」を原則とし、その選択は、災害の程度、内容等により臨機に対応する。給水は公平に行うものであるが、医療施設や避難所を優先的に行うよう配慮する。被害状況により必要と認められる場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

第 13節 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

災害のため、住家に被害を受けて日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品をそう失又は破損し、直ちに入手できない状態にある者に対する給与又は貸与について定めるものとする。

1 対象者

災害のため、住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

2 給与又は貸与の内容

(1) 給与又は貸与の基準

被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的急場をしのご程度の生活必需品等を給与又は貸与する。

(2) 品 目

給与又は貸与する生活必需品等は、次に掲げる品目の範囲内における現物とする。

ア 被服、寝具身の廻り品

イ 炊事用具及び食器

ウ 日用品及び光熱材料

(3) 物品の調達

給与又は貸与する生活必需品の調達は、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により調達する。なお、市域内での調達が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

第 14節 医療及び助産

災害時には、医療施設自体も浸水被害を受け診療機能が低下する一方、多数の避難者の医療を確保することが緊急に求められる。

このため、災害により医療、助産機能が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、応急的に医療を施し、また助産に関する処置を必要とするのでその方法についても定めるものとする。

1 対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のために医療を受けることができない者及び災害発生の日前後 7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者とする。

2 医療及び助産の範囲

(1) 医療

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処理
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3 医療及び助産の方法

- (1) 医師、看護師又は保健師、事務員等(薬剤師等を含む)をもって構成する医療救護班を編成し、医療に当たるものとする。災害の種類及び程度により岡崎市医師会、岡崎歯科医師会、岡崎薬剤師会に医療救護班の出動を要請する。
- (2) 重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合は、病院又は診療所に移送して治療する。
- (3) 災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重症者等の受入れ拠点、及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 助産については、医療の方法に準じて行う。
- (5) 患者の搬送は、原則として消防機関による。

ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、ドクターヘリ等を活用する。

(救急病院 別冊附属資料掲載)

4 医療救護所の設置

市は、必要に応じて、学校、集会所、その他必要と認めた場所に医療救護所を設置する。

第 15 節 死体の搜索、処理及び埋火葬

災害により、周囲の状況から判断して死亡したと推定される者の搜索、処理及び埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)について定めるものとする。被害状況により必要と認められる場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

1 死体の搜索

- (1) 搜索を迅速かつ的確に行うため、必要に応じ消防職員及び消防団員を主力とする搜索隊を編成し、警察と密接な連絡をとりながら実施し、死体を発見したときは、その場で警察官の検視(見分)を得たのち、速やかに収容する。検視(見分)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の死体の状況、所持品等を明確にしたうえ収容する。
- (2) 死体が流失により海又は他市町村に漂着していると予想される場合は、海上保安庁又は死体漂着が予想される市町村に対し、搜索を要請する。

2 死体の処理

死体については速やかに医師に依頼して死因その他の医学的検査を実施する。検視(見分)及び医学的検査を終了した死体は、おおむね次により処理する。

- (1) 死体識別のための死体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。
- (2) 身元が判明した死体は遺族等に引渡すが、死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては死体を特定の場所(寺院又は学校等の公共施設の利用、及び寺院又は学校等公共施設の敷地に仮設)に集めて埋火葬等の処理をするまで一時保存する。

3 死体の埋火葬

市は、死体を埋火葬に付し、又は棺等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

なお、埋火葬に際しては、次の点に留意する。

- (1) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。
- (2) 被災地域以外に漂着した死体等のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱をする。

第 16節 防疫及び保健衛生

被災地においては、下水の逆流、側溝からのはん濫による汚水等により環境衛生条件の悪化、また避難所集団生活における被災者の病原体に対する抵抗力の低下により感染症等の発生が予想されるので、これを防ぐために実施する防疫及び保健衛生活動について定めるものとする。被害状況により必要と認められる場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

1 防 疫

(1) 清潔措置

市は、被災地域及びその周辺の地域についての道路、溝渠及び公園等公共の場所を中心に清掃する。

(2) 消毒その他の措置

市は、被災家屋所有者、避難所管理者に消毒方法等衛生措置の指導をする。また、ごみ集積場所等に対し消毒等を実施する。

(防疫用資器材 別冊附属資料掲載)

(3) 避難所の生活環境管理

避難所の生活環境の確保及び衛生状態の保持のため、衛生指導を行う。また避難者及び給食従事者の健康状態の把握に努める。

(4) 臨時予防接種

市は、知事に臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い実施する。

(5) 資材等の確保

消毒用薬剤、二兼機等防疫用資材を常に使用出来るよう確保しておく。

(6) 被災地域における動物の保護

市は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

2 保健衛生

災害発生時には、不衛生な食品が流通し、これに伴い各種の疾病が発生するおそれがあり、これらの事故の未然防止のために監視、指導活動を次により実施する。

(1) 被災地住民に対する保健衛生思想の普及

(2) 被災地住民の保健衛生に関する被災状況通報の受理及び伝達

3 健康管理

市は、必要に応じ、避難所等に保健師等を配置し、被災者等の健康相談を行うとともに、保健師等による巡回健康相談を行う。

特に、災害時要援護者の健康状態には特段の配慮をするとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を実施する。

第 17節 清掃

災害の種類、規模等によっては粗大ごみ、不燃性ごみの大量発生、便所等の使用不可能、ごみ処理施設、し尿処理施設の損壊によるごみ、し尿の処理の停滞等が予想される。被災地におけるごみ及びし尿の収集処分、死亡獣畜の処理等の清掃業務を実施するについて定めるものとする。

(清掃用施設、設備等 別冊附属資料掲載)

1 ごみの収集、処分

ごみの収集は、被災地の状況を的確に把握し、緊急清掃を要する地域から実施し、収集したごみは、焼却場又は埋立施設において処分する。この収集、処分については、廃棄物の特性に応じた法令等に定める基準に従って行う。

2 し尿の収集、処分

し尿の収集は、被災地の状況を的確に把握し、緊急汲取りを要する地域から市及びし尿処理業者により実施し、収集したし尿は、し尿処理場において処分する。

3 仮設トイレの設置

被災の状況により、災害を受けた住居地に対して、被災人員に応じた仮設トイレを設置する。

4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場において処理するよう指導する。関係各機関より依頼があった場合は、関係機関と協議により環境衛生上支障のない場所で焼却又は埋却する。

第 18節 住宅対策

災害により、居住の場所を失った者に対する応急仮設住宅及び被害を受けた居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分の応急修理等について定めるものとする。被害状況により必要と認められる場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

1 応急仮設住宅

(1) 建設用地の選定

応急仮設住宅を迅速に供与するため、市はあらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定及び確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

ア 住宅建設に適する建設用地を選定及び確保の選定条件

「応急仮設住宅建設・管理マニュアル（平成17年3月）愛知県建設部作成」

(ア) 有効敷地面積が、1,000㎡の土地であること

(イ) 無償貸付が可能な土地であること。（学校グラウンド用地については、原則として候補地対象から除外）

(ウ) 候補地まで（4t車以上の）輸送が可能な道路があること

(エ) 候補地に5m以上の崖が存在しないこと

(オ) 土地の部分は平坦地であること

イ 応急仮設住宅建設候補地台帳の整備

応急仮設住宅建設候補地台帳の整備にあたっては、次の点に留意するものとする。

(ア) 台帳を常に最新の状態に整備し、毎年調査を実施する。

(イ) 応急仮設住宅建設候補地調査は市が実施し、調査結果は県及び市で共有する。

(ウ) 応急仮設住宅の戸数は、戸当たり100㎡で換算する。

(2) 収容対象者

災害により被災し、次のいずれにも該当する者とする。

ア 住家が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること

例 生活保護法の被保護者並びに要保護者

特定の資産を持たない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等

上記に準ずる者

(3) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県の委任により、市がこれを行う。

(4) 管理

応急仮設住宅の管理については、県の委任により、市がこれを行う。この場合、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(5) 災害時要援護者への配慮

市は、出入口の段差の解消、緊急通報システムやファクシミリ等の設置、施設への利便性の考慮など災害時要援護者に配慮した応急仮設住宅の建設及び資材の調達の促進を図っていくものとする。

2 応急修理

(1) 修理の対象住宅

災害により住家が半壊又は半焼し、その居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

(2) 応急修理箇所

災害により被害を受けた居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限の部分について応急修理を実施する。

(3) 修理対象者の範囲

応急修理の対象住家に居住しているもので、自らの資力では修理することができない 前記 1 (2) のウに規定する応急仮設住宅の収容者と同程度の者とする。

3 市営住宅への一時入居

災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして市営住宅の空家を提供する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 受入れ体制

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので一定期間をもって終了とする。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

4 障害物の除去

災害により、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去について定めるものとする。被害状況により必要と認められる場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

(1) 対象者

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれたために一時的に居住できない状態にある場合で、自らの資力では障害物の除去ができない者とする。

(2) 除去の方法

現物給付をもって行い、必要最小限度の日常生活が営める状態にする。

(3) 障害物の集積場所

公共用地で交通及び市民生活に支障のない場所とし、被害の大きい場合には民有地を借上げて一時集積場所とする。

第 19 節 被災宅地の応急危険度判定

降雨時の災害により、多くの宅地が被害を受けることが予想され、さらに被災した宅地により二次災害の発生のおそれがあるが、災害直後に、被災した宅地の安全性はどうかなどの判断は専門的知識を持たない被災者には困難である。そこで、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

- (1) 市は市の区域で危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
- (2) 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて応援判定士の派遣等、県の危険度判定支援本部へ支援要請を行う。
- (3) 実施本部は、判定士及び判定のための資機材等の確保をし、危険度判定活動を実施する。

第 20 節 被災状況調査

市は、被災認定の際の判断材料とするため、実地調査を実施する。

調査活動は、被災状況調査活動要領に基づき、被災状況調査実施本部を設置し、調査班等を編成して行うものとする。

- (1) 市長は、救助を必要と認める被災者がいるときは、その被災状況を調査のうえ、被災者台帳を整備し、これに登録する。
- (2) 市長は、被災を証明する必要があると認めたときは、被災者台帳により、被災証明書を発行する。
- (3) 市長は、災害救助を実施した場合に、被災者台帳のほか、救助の種類ごとに次の簿冊等を整備保存する。
 - ア 給与又は貸与を受けた物品等の受払状況を明らかにする書類
 - イ 救助に要した費用の支払いを証する書類
 - ウ 救助に関する見積書、契約書及び仕様書
 - エ その他必要と認める書類等

第21節 文教対策

第1 安全確保

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった時は、園児・児童・生徒等の安全を確保する。校長等は、災害に関する情報、その他周辺の被害状況を把握し、園児・児童・生徒等の登校（園）及び帰宅について判断し、帰宅させる場合はその安全に留意する。帰宅させることが危険であると判断した場合は、保護者に連絡するとともに施設内に保護し、必要に応じて安全な場所に避難させる。

第2 応急教育

校舎等の倒壊、破損、焼失、教職員の不足、教科書、学用品の喪失、破損等により、通常の教育ができない場合における応急教育の実施について定めるものとする。

1 教育施設の確保

被害程度に応じ、次の措置を講ずる。

- (1) 校舎の被害が軽少なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- (2) 校舎の被害は相当大きいが、しかし、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併授業又は二部授業を行う。
- (3) 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校し、家庭又は地域の集会所等を利用した家庭学習の指導をする。
- (4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用して授業を行う。
- (5) 授業施設のための校舎等の確保は、(2)から(4)の場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について関係機関と協議を行い、早期授業の再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

2 教員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童、生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又は必要な教職員を臨時に採用する等必要教職員の確保に万全を図る。

3 学校給食対策

学校給食施設の被災等のため、通常の学校給食が困難となった場合において応急給食が必要と認めるときは、県及び関係機関と協議のうえ実施するものとする。

第3 教科書、学用品等の給与

災害により、教科書、学用品等をそう失又は損傷し、就学上支障をきたした児童、生徒に対して次により教科書、学用品等を給与する。ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を「事故発生報告について」(平成4年3月23日4教総第79号)別紙様式5により、すみやかに県教育委員会に報告するものとする。また、被害状況により必要と認められる場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

1 給与の方法

給与の対象となる児童、生徒数を、被災者台帳と当該学校における学籍簿等を照合し、被害別及び学年別に対象人員を正確に把握して、教科書の場合は学年別、教科別及び発行所別に調査集計し、調達配分する。教科書以外の学用品等の場合は、対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入のうえ配分する。

2 給与の品目

給与する教科書、学用品等の例示は次のとおりとする。

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具、ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等
- (3) 通学用品、運動靴、かさ、カバン等

第 22 節 交通対策・警備活動

第 1 交通規制

(1) 規制等の実施

道路管理者及び公安委員会は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、交通の安全を確保し、又は災害応急対策を的確かつ円滑に実施する必要があると認められたときは、通行の禁止・制限、う回路の設定及び情報の提供を実施する。

なお、積雪や凍結等により著しく交通の安全と円滑に支障が生じた場合においても、前記に準じて必要な措置をとる。

(2) 規制の標識等

道路管理者は、通行の禁止、制限の規制を行った場合は規制条件等を表示した標識を設置する。

ただし、緊急のため規程の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等に現地の指導を依頼する。

また、適当なう回路を設定し、又は交通ふくそうを避けるため代替路線を指定したときは、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

(3) 警察との相互連絡

道路管理者、警察等は、道路、橋りょう等交通施設の被害状況及び交通の混乱状況を発見し、又はこれらの状況について通報を受けた場合は、速やかに通知する等相互に密接な連絡をとり、応急工事、交通規制等の適切な処置がとられるよう配慮する。

第 2 緊急輸送

災害時の傷病者の収容、災害応急対策要員、災害救助物資等の緊急輸送及び輸送力の確保について定めるものとする。

1 緊急輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、緊急度、現地の交通施設等の状況を勘案し、次により最も適切な方法により実施する。

(1) 自動車による輸送

貨物自動車、乗合自動車等用途、道路事情等に応じた車両により輸送する。

(2) 鉄道、軌道等による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能な時又は他市等遠隔地において物資を確保したときで、鉄道等によって輸送することが適当なときは、鉄道等による輸送を行う。

(3) 舟艇等による輸送

浸水地域の避難者の収容その他物資等の輸送は、舟艇による輸送を行う。

(4) 空中輸送

災害の状況により、空中輸送を必要とするときは、市長は、知事に防災ヘリコプター又は自衛隊の出動要請依頼を行い、空中輸送を行う。

(5) 人力等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、労務者等による輸送を行う。

2 輸送力の確保

緊急輸送のための車両等の輸送力の確保については市所有の車両等を掌握するとともに、公共的団体、民間事業所等の所有する車両、自家用車両等の提供を受け、又は借上げて確保に努める。なお、市内運送業者に対しては、あらかじめ災害時の車両借上げについて協議しておくものとする。

3 緊急通行車両等の確認及び事前届出

災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会において災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合には、県（県本庁、県民事務所）又は公安委員会（県警察本部、警察署）に緊急通行車両等確認の届出を行い、緊急通行車両の証明書及び標章の交付を受ける。

また、緊急輸送を行う計画のある車両については、県公安委員会（県警察本部）へ緊急通行車両等の事前届出を行うこととする。

事前届出書（参考）

地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 愛知県公安委員会様 申請者住所 （電話） 氏名		地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 愛知県公安委員会	第 号 印
番号標に表示されている番号	(注)1 警戒宣言発令時又は災害発生時にはこの届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を忘失し、滅失し、汚損し、破損した場合は、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者 住所 () 局 番 氏名			
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付の受け、車両の使用の本拠の位置を直轄する警察本部に提出してください。			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、横長に用いる。

申請書（参考）

年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 等 届 出 書	
愛 知 県 知 事 様 愛 知 県 公 安 委 員 会 様	
届出者住所 （電話） 氏名	
印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
使用者	住 所 （電話） () 局 番
氏 名	
通 行 時 間	
通 行 経 過	出 発 地
	通 行 目 的
備 考	

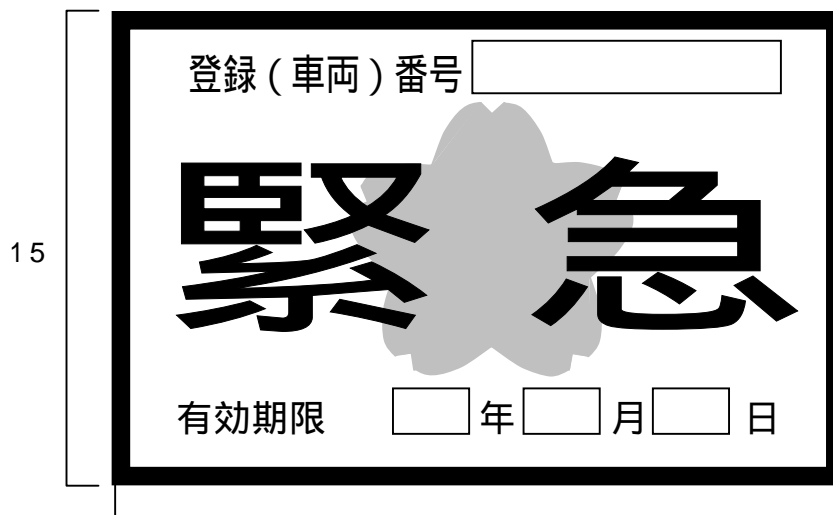
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

証明書（参考）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 過		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

標章（参考）



21

備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色 [登録（車両）番号] 「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長の単位は、センチメートルとする。

第3 道路、橋りょう等の交通施設

災害時における災害対策要員及び資器材の輸送等交通の円滑を期するため、道路、橋りょう等交通施設に対する応急措置を行う。

(1) 応急工事道路管理者は、道路、橋りょう等に被害が生じた場合は、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

(2) 道路占用施設設置者との相互協力

道路管理者及び上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、相互に通報し合い、直ちに応急措置がとられるように協力する。

(3) 建設機械等の確保

応急措置を実施するため必要な建設機械については、あらかじめ市内各事業所が保有する機械器具の実態を把握し、必要に応じ借上げ、又は提供を受ける等の方法により確保する。また資器材については、一定の数量を市においてあらかじめ確保するとともに民間在庫等を把握し、緊急時に調達できるよう措置をしておく。

(建設機械保有数・建設機械の調達 別冊附属資料掲載)

第4 警備

災害発生時の災害現場の混乱、人心の動揺等による犯罪の予防及び警戒について定めるものとする。

1 防犯警戒活動

警察が行う災害地又は警備対象の多い地域に対する防犯警戒活動については、愛知県地域防災計画及び愛知県警察災害対策活動組織によって実施される。

2 応援協力

市は、住民の避難、被災者の救出、死体の搜索、交通規制等の災害応急対策について緊密な連携をとるほか、警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力するものとする。

第 23節 ライフライン施設の応急復旧

上下水道、電力、ガス、交通及び通信は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものである。災害によりこれら施設、設備が被害を受けた場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、応急工事を実施するとともに、応急復旧の状況や見通しを適切に広報し住民へ周知する。また、その供給及び機能の維持を円滑に実施するための応急工事及び応急措置について定めるものとする。

1 上水道

(1) 水源破壊の場合

復旧困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(2) 配管設備破損の場合

小規模な配水管が破損した場合、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、適当な間隔で仮設共用栓を設置する。

(3) 水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所からの有毒物等が混入しないように処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

(4) 復旧応援体制

水道事業者間で締結する水道災害相互応援協定による復旧応援体制のほか、指定工事店などと連絡を密にして災害時の緊急体制を整備する。

2 下水道

(1) 管渠

被害が発生した下水道管渠には、速やかに応急工事を実施し、機能確保を図る。

(2) ポンプ場、処理場

停電時には、自家電源等により支障の無い運転を行う。

(3) 復旧体制

必要な資器材の確保に努めるとともに、被災程度を考慮し、必要な場合は民間土木会社に資器材及び人員の応援を依頼し、災害時の緊急体制を整備する。

3 電力、ガス、通信施設

電力、ガス、通信施設、設備の応急工事及び応急措置については、各機関の防災業務計画によるところであるが、災害発生の場合は、各機関が協力してその機能の確保を図るものとし、市は、各機関の災害対策の円滑を図り、かつ、さくそうを避けるため次のとおり実施する。

(1) 市は、各機関の施設、設備に災害が発生し、又は発生するおそれがある情報を受けたときは、直ちに関係の機関に通報する。特に各施設の被害状況、復旧の見通し、事故防止措置等民心の安定と人命にかかわる事項については、的確な情報の早期収集に努める。

(2) 市は、各機関から応急対策及び応急措置について応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力するものとする。

(3) 市は、災害応急対策及び応急措置についての協力の範囲及び方法その他協力に必要な事項について、あらかじめ各機関と協議して定めるものとする。

第 24節 農林業対策

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物等に対する措置について定めるものとする。

1 農地及び農業用施設に対する応急措置

市は、土地改良区及び農業協同組合等農業団体の協力を得て、次の措置を行う。

(1) 農地

河川等のはん濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により湛水排除を図る。

なお、ポンプ排水又は堤防切開工事を行うに当たっては、河川管理者と事前協議を行うものとする。

(2) 排水ポンプ

ポンプ場に浸水のおそれがあるときは、土俵積等により浸水を防止してポンプ場の保全に努める。

被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ(移動用ポンプ)により湛水の排除に努める。

(3) ため池

ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。なお堤防決壊防止のための応急工事の実施に当たっては、水防管理団体と相互に連絡を密にして行う。

(4) 用排水路

取水樋門、立切等の操作又は応急工事を実施することにより、水路決壊防止に努める。被災した場合は、通常の通水に支障のない程度の応急復旧を行う。

(5) 頭首工

頭首工の保全についても必要な措置を執るとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

2 農作物に対する応急措置

市は、県及び農業協同組合等農業団体の協力を得て、農作物の被害の実態に即応し、次の措置を行う。

(1) 被害対策技術の指導

被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

(2) 苗・種子の確保

被害の状況に応じ、国、県に協力を要請するとともに、市域内外非被災農家等へ依頼して苗及び種子を収集し、並びに民間種苗商社保蔵種子の融通を受け、農業協同組合が被災農家にこれを割当て配布する。

(3) 病害虫の防除

病害虫の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって具体的な防除の実施を指示、指導する。

3 家畜に対する応急措置

市は、県及び家畜関係団体等の協力を得て、次の措置を行う。

(1) 家畜の管理指導

災害発生に伴う家畜の管理について、地域の実情に応じた指導を行う。

(2) 家畜の防疫

各種家畜伝染病発生のおそれがある場合は、畜舎等の消毒を行い、清潔方法の指導及び防疫剤配布を行うとともに、当該区域内に飼育されている家畜に対し、必要に応じ技術員を派遣して緊急に予防措置を執る。

(3) 家畜飼料の確保

被災時に緊急を要する飼料は、国、県に対し放出を依頼するとともに、民間飼料会社保蔵分及び非被災地の農業畜産団体保有分の融通を受け、必要量を確保する。

4 林産物に対する応急措置

市は、県及び森林組合の協力を得て、次の措置を行う。

(1) 災害対策技術指導

種苗生産者及び森林所有者に対して被災苗木、材木に対する措置等林産物につき技術指導を行う。

(2) 風倒木の処理指導

風倒木の円滑な搬出等について、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

(3) 森林病虫害等の防疫

森林病虫害等を防除するため、森林所有者に対して、その防除活動につき技術指導を行う。

第25節 郵便業務対策

1 郵便事業株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 支店の窓口業務の維持

災害時において、被災地における支店の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった支店について、仮社屋急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

2 郵便局株式会社の措置

窓口の維持

災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

第 2 章 特殊災害

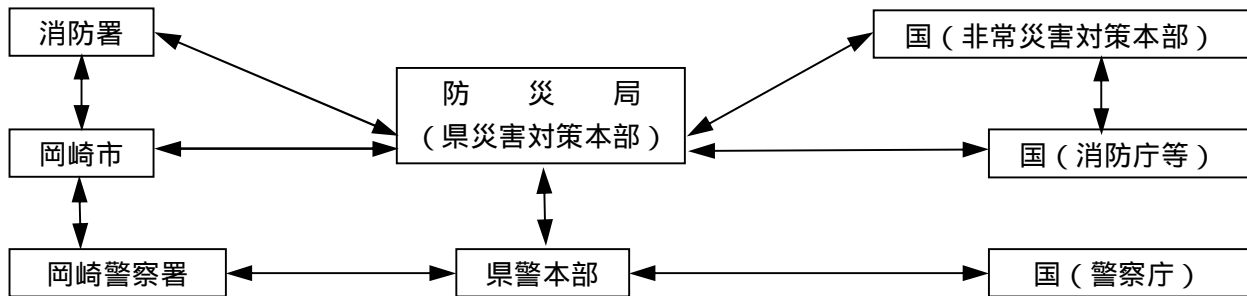
第 1 節 大規模火事災害対策

第 1 大規模火事災害

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害(以下「大規模な火事災害」という。)に対する対策について定めるものとする。

1 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



2 市の措置

- (1) 発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは県に連絡する。
- (2) 必要に応じて地域住民等の避難の勧告又は指示を実施する。
- (3) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (4) 直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。
- (5) 市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県下広域消防相互応援協定」及び「愛知県下消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

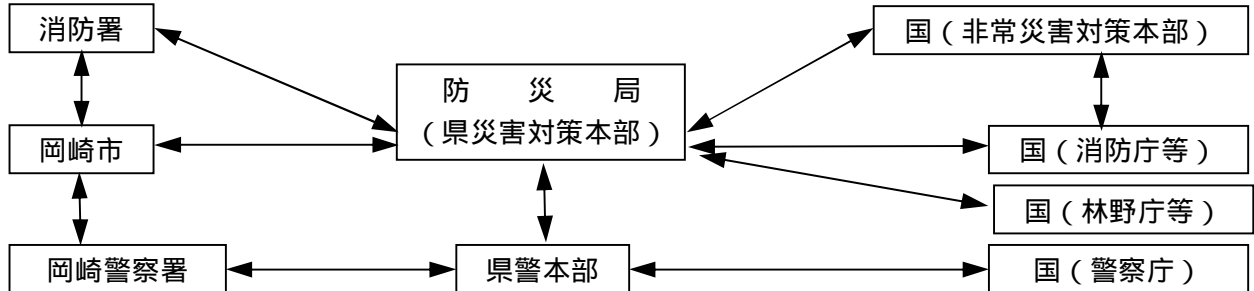
- (6) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。
- (7) 負傷者が発生した場合、医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関へ搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
- (8) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (9) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (10) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

第2 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災（以下「大規模な林野火災」という。）に対する対策について定めるものとする。

1 情報の伝達系統

大規模な林野火災が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



2 市の措置

- (1) 発見者等から大規模な林野火災の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは県に連絡する。
- (2) 必要に応じて地域住民等の避難の勧告又は指示を実施する。
- (3) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (4) 直ちに火災現場に出動し、防火水槽、自然水利を活用し、消防活動を実施する。
- (5) 市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

- (6) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。
- (7) 負傷者が発生した場合、医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関へ搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
- (8) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (9) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (10) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。
- (11) 林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び中部森林管理局名古屋分局へ応援を要請する。
- (12) 空中消火活動の必要があると認められる場合は、県に対して「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する。

第2節 危険物質災害対策

第1 放射性物質災害

放射性物質に係る事故等が発生した場合又は原子力緊急事態が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業所のほか、防災関係機関も放射性物質災害対策及び緊急事態応急対策を実施する。

1 放射性物質災害発生時の応急対策

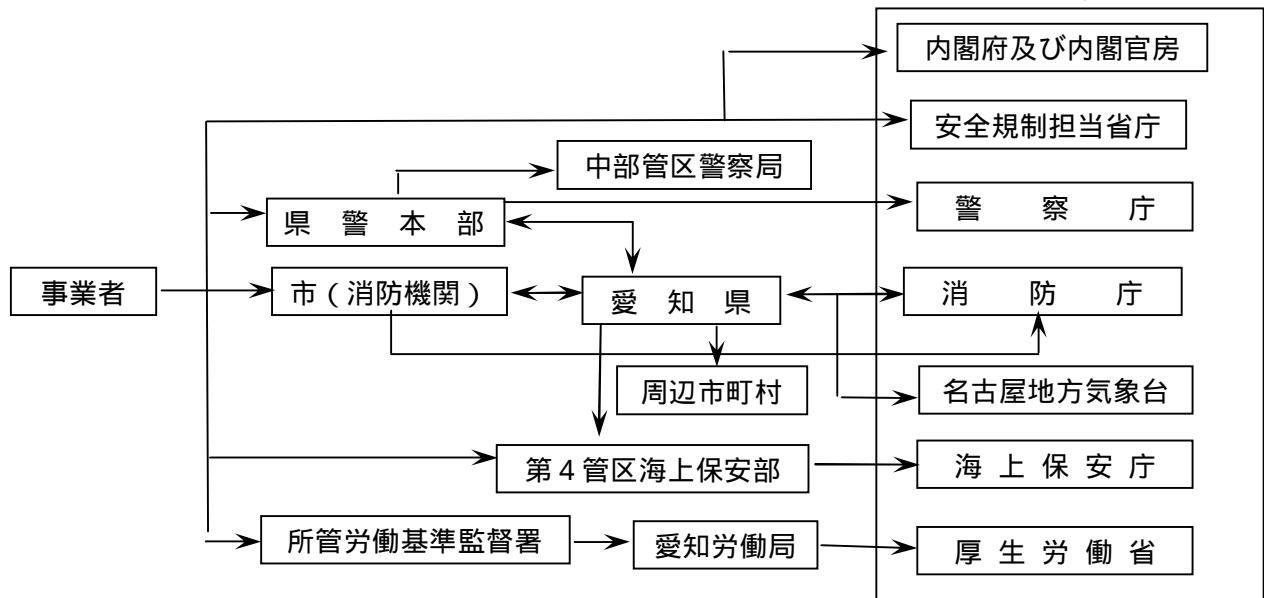
- (1) 事業者は、事故等の発生について、所轄労働基準監督署、県警察、市及び消防機関等へ連絡するものとする。
- (2) 事業者は、放射線障害の恐れがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

2 市の措置

- (1) 事業者から事故等の発生の通報を受けた場合は、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。
- (2) 事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入りを制限退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行う。
- (3) 放射性物資に係わる消防活動及び救助活動は、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

3 事故等の発生時の伝達系統図

放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



4 放射線に対する医療体制

- (1) 放射線被ばく及び放射線汚染がない場合に、通常の診療体制で実施するものとする。
- (2) 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は放射線計測器、除染設備等を有する診療施設において対応が望ましいのであらかじめ当該医療機関に協力依頼等の措置を講ず

るものとする。

5 特定事象発生時

放射性物質の輸送中に原発法第10条、同法施行令第4条、同法施行規則第2条及び第8条の規定に基づく放射線量の異常等の特定事象が発生したときは、上記対策に加えて次の対策をとるものとする。

- (1) 事業者は、事故等の発生について、県、県警察、市及び消防機関等へ連絡するものとする。
- (2) 事業者は、放射線の測定、汚染の防止等必要な活動を行う。
- (3) 市は、事故の概要、放射線、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、県警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

6 放射性物質災害事後対策

- (1) 事業者は、県、市と密接な連携のもとに、放射性物質や放射性物質で汚染された物質を除染するものとする。
- (2) 県、市は、原子力緊急事態宣言が解除された後の放射線量を調査する。
- (3) 県、市は、緊急事態応急対策を実施した地域の居住者等に対する健康診断や心身の健康に関する相談を実施する。
- (4) 市は、将来の医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、避難等の措置をとった住民が災害発生時にその地域に所在した旨の証明及び避難所においてとった措置等を記録する。
- (5) 県、市、防災関係機関は、各種証拠及び資料として活用するため、各種の対策措置状況等を記録するものとする。

第2 危険物等災害

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加える恐れがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施する。

1 施設の所有者、管理者、占有者の措置

- (1) 施設が危険な状態になった時は、直ちに二次災害を防止するなどの安全措置を講ずる。
- (2) 災害の発生について、県警察、市及び消防機関等へ連絡するとともに、必要があると認める時は、付近の住民に対し避難するよう警告する。

2 市の措置

- (1) 県へ事故等の発生について、直ちに通報する。
- (2) 所有者等に対し、危険防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入りを制限、退去を命令する。
- (3) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。なお、消火活動を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について十分留意して行う。
- (4) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力では対処できない場合は、消防相互応援協定に基づき他の市町村に対して応援を要請する。さらに消防力を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

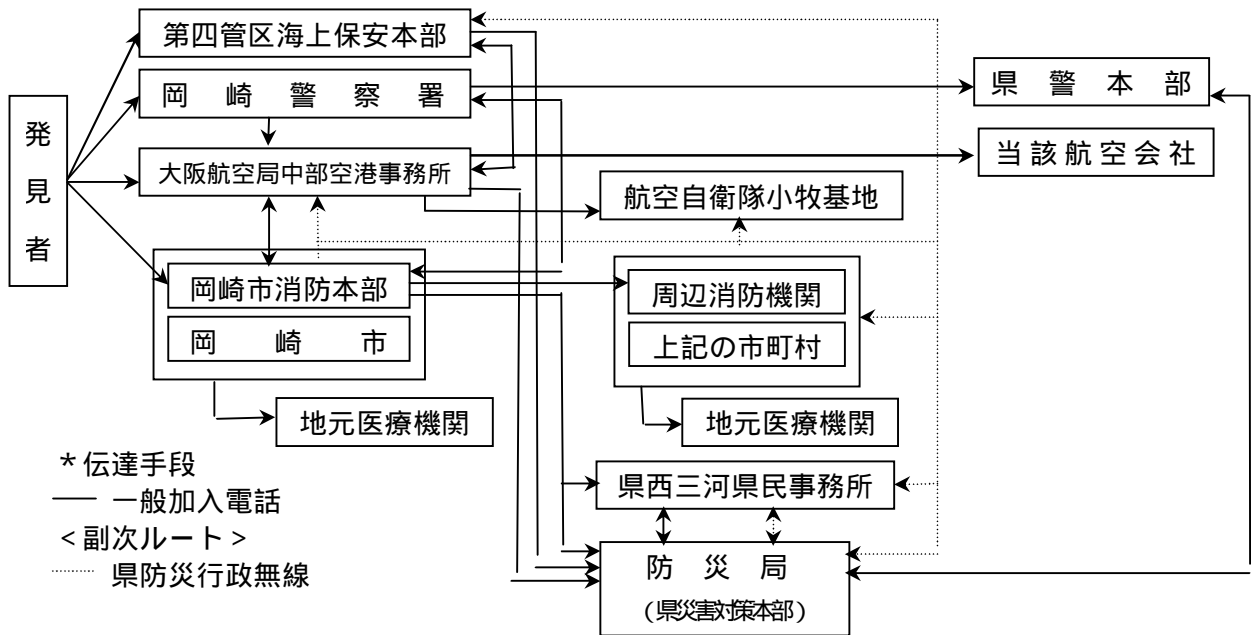
第 3 節 航空災害対策

航空機の墜落炎上等による災害が生じた場合における、被害の拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るための応急対策について定めるものとする。

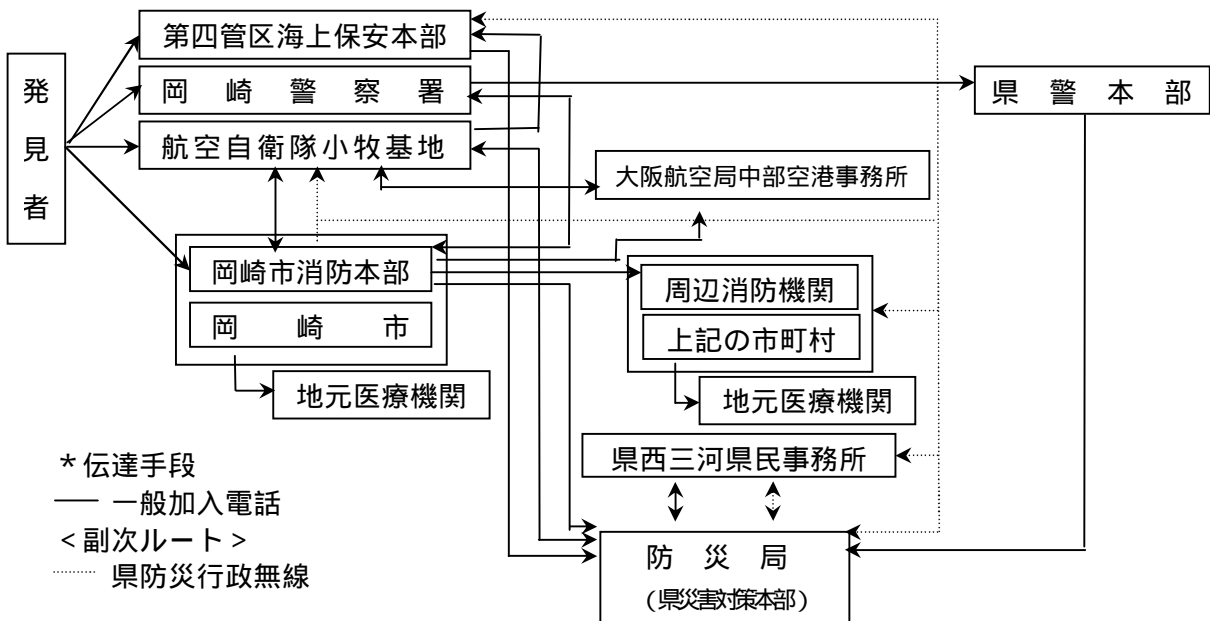
1 情報の伝達系統

航空機の墜落炎上等による災害が万一発生した場合の通報連絡は、下記のとおりとする。

(1) 民間航空機の場合



(2) 自衛隊機の場合



2 実施対策

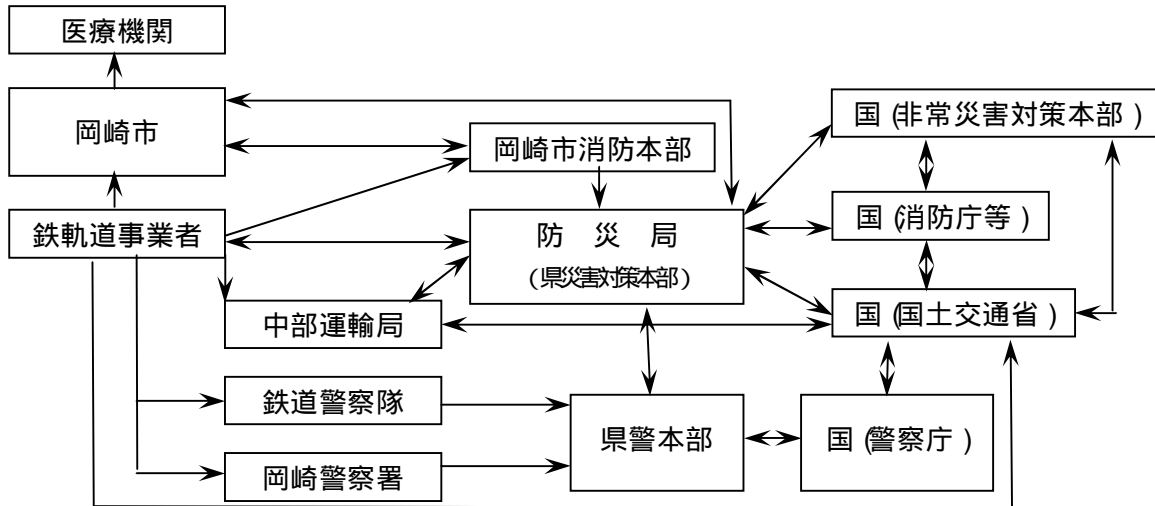
- (1) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、1（情報の伝達系統）により県及び関係機関に通報する。
- (2) 中部国際空港株式会社等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命ずる。
- (3) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。
- (4) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所、遺体収容所等の設置又は手配を行う。
- (5) 必要に応じ被災者等へ食料、飲料水等を提供する。
- (6) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (7) 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。
- (8) さらに被災者の救助、消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等資機材の確保について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員派遣について斡旋を求める。

第 4 節 鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する対策について定めるものとする。

1 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



2 鉄道事業者の措置

- (1) 大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報収集に努め、速やかに市、県、中部運輸局及び国土交通省に連絡する。
- (2) 災害拡大防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等必要な措置を講ずる。

3 市の措置

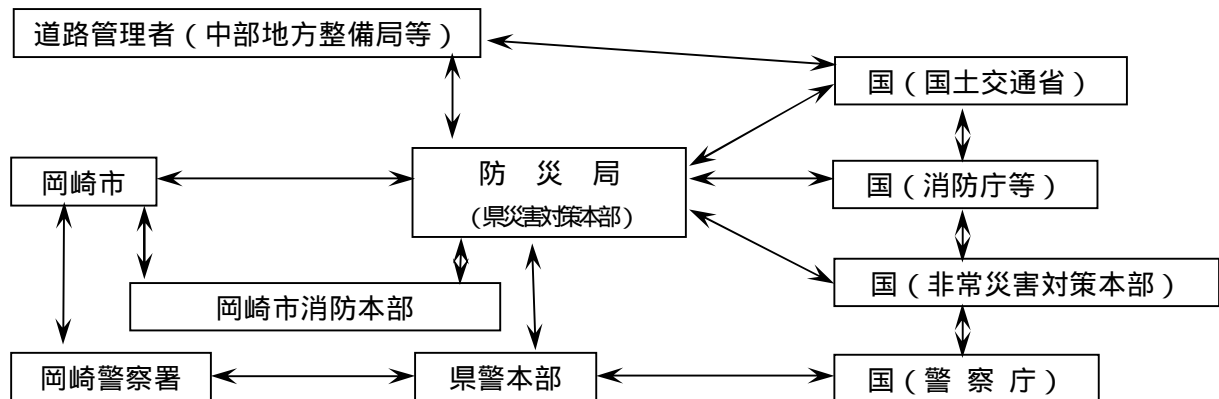
- (1) 鉄軌道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (3) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- (4) 負傷者が発生した場合、医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
- (5) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (6) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (7) 市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (8) 被災者の救助及び消防活動に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

第 5 節 道路災害対策

トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害(以下「大規模道路災害」という。)に対する対策について定めるものとする。

1 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



2 市の措置

- (1) 大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。
- (2) 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は回路の設定、代替路線の設定等の交通規制を実施する。
- (3) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (4) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- (5) 負傷者が発生した場合、医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
- (6) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (7) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (8) 市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。
 なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (9) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要であると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応接を要請する。
- (10) 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難の誘導を行う。

第3章 相互応援体制

第1節 労務の受入

災害応急対策を実施するため、市の労力だけでは十分その効果をあげることが困難な場合に、これに従事する要員について定めるものとする。

1 ボランティアの受入

(1) 「岡崎市災害ボランティア支援センター」の開設

市は、社会福祉協議会と協力して、地域ボランティア支援本部として「岡崎市災害ボランティア支援センター」を開設し、市内に在住する「愛知県ボランティアコーディネーター養成講座」及び「岡崎市ボランティアコーディネーター養成講座」の修了者に対して、ボランティアコーディネーターの協力を要請する。

(2) 「岡崎市災害ボランティア支援センター」の運営

「岡崎市災害ボランティア支援センター」は市及び社会福祉協議会が作成した「岡崎市災害ボランティア支援センター設置・運営マニュアル」に基づいて運営し、以下の業務を実施し、災害時におけるボランティア活動の円滑化を図る。

- ア 一般参加ボランティアの受入れ
- イ 専門ボランティアに対する活動要請
- ウ ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- エ ボランティアの受入に必要な机、椅子及び電話等の資機材の確保
- オ 市との連絡調整
- カ ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成・提供
- キ その他 被災者の生活支援に必要な活動

2 労務者の雇用

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、また土木作業、清掃作業等の特別の労力が必要なときは、市内建設業者から労力の協力を求めるほか、状況により労務者を雇用するものとする。

(1) 労務者雇用の範囲

災害救助法に基づく救助の実施に必要な労務者の雇用の範囲は、次のとおりである。

- ア 被災者の避難誘導労務者
- イ 医療及び助産における移送労務者
- ウ 被災者の救出労務者及び救出機械器具その他資材操作、後始末労務者
- エ 飲料水の供給労務者
- オ 救済物資の整理、輸送、配分労務者
- カ 死体の捜索、処理（埋葬を除く）労務者

(2) 雇用の方法

市は、職業安定所に対して労務者の供給を依頼する場合は、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 必要労務者数
- イ 就労場所
- ウ 作業内容
- エ 労働時間

オ 賃金

カ その他必要な事項

(3) 労務者雇用の期間

労務者雇用の期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく労務者の雇用の期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。

(4) 賃金の基準

賃金の基準は、平常時における民間の雇用賃金に、災害時の事情を勘案して決定する。

3 労務応援要請

災害応急対策を実施するに当り、人員が不足し、また奉仕団の協力及び労務者の雇用が不可能なときは、次の事項を明示して知事へ労務応援を要請する。

(1) 応援を必要とする理由

(2) 従事場所

(3) 作業内容

(4) 人員

(5) 従事期間

(6) 集合場所

(7) その他必要な事項

第 2 節 義援金品の募集、受付、配分

災害が発生した場合に、各方面から被災者に対して寄託される義援金品の募集、受付及び配分について定めるものとする。

1 義援金品の募集

市、日赤県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、ホームページ、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集することがある。

2 義援金品の受付

市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品の受付を行う。また義援金品の保管場所について、あらかじめ計画を立て被災者に配分するまでの一時保管を行う。

3 義援金品の配分

- (1) 市は配分委員会を組織して、寄託された義援金品の迅速・公正な配分に努める。
- (2) 報道関係、各種団体等で募集した義援金品は被災者に配分されるが、必要に応じては市に寄託されて被災者に配分する場合がある。

第 3 節 知事等に対する応援要請等

第 1 知事等に対する応援要請等

市長は、当該市町村の災害応急対策を実施するため必要があるときは、県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、装備、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

第 2 他の市町村長に対する応援要請

市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、その協定に基づき応援を要請する。

なお、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要請する。

この場合、県が行う市町村間の調整に留意するものとする

第 3 緊急消防援助隊の要請

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害発生に際し、被災地の消防の応援のため速やかに被災地に赴き、人命救助活動を行うことを任務とする。

消防本部は、被害が広範囲におよび協定を締結している市町村等により十分な応援が得られない場合、緊急消防援助隊の派遣を市長を通じ要請する。

第 4 防災ヘリコプターの活用

災害応急対策のため必要があると認められるときは、あらかじめ県（防災局消防保安課防災航空グループ）に電話等により次の事項について速報を行ってから防災ヘリコプターを緊急出動要請する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数
- (7) その他必要な事項

1 活動内容

防災ヘリコプターは、特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。

- (1) 被害状況調査等の情報収集活動
- (2) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資ならびに人員等の輸送
- (3) 災害情報、警報等の広報・啓発活動

- (4) 火災防ぎょ活動
- (5) 救急救助活動
- (6) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

2 応援要請

(1) 市長は、次の要件の一に該当し航空機の活動が必要と判断した場合は、県知事に防災ヘリコプターの応援を要請する。

ア 災害が隣接する市町に拡大し、又はそのおそれがある場合

イ 市の消防力によっては防衛が著しく困難な場合

ウ その他救急活動等において防災ヘリコプターによる活動がもっとも有効な場合

(2) 市長は、応援要請をしようとするときは「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づき、電話等により速報を行い緊急出場要請書を県知事に提出する。

(3) 緊急時応援要請連絡先

愛知県防災局消消防保安課 防災航空グループ 電話 056 8-2 9-3121

FAX 056 8-2 9-3123

(県防災ヘリコプター支援協定 別冊附属資料掲載)

第 4 節 自衛隊の災害派遣

1 災害派遣要請者等

(1) 災害派遣要請者

自衛隊の災害派遣要請者は知事等であり、市長は自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、知事に依頼する。

(2) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担当地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担 当 地 域
陸上自衛隊	第 1 0 師 団 長	県 内 全 域
	第 1 0 特 科 連 隊 長 (豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部、東三河北部、 西三河南部、東三河南部)
航空自衛隊第 1 輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県 内 全 域
海上自衛隊横須賀地方總監		県 内 全 域

(3) 連絡先

連 絡 先	電 話 番 号
陸上自衛隊 第 10 師団司令部	(加入電話) 052 - 791 - 2191 課業時間内：内線 531 (防衛班) 課業時間外：内線 301 (当直室) (防災行政無線) 8 - 8230 -31 (作戦室) 32 (当直室)、33 (防衛班) (衛星電話) 9 同上
陸上自衛隊 第 10 特科連隊	(加入電話) 0533 - 86 - 3151 課業時間内：内線 238 (第 3 科) 課業時間外：内線 302 (当直室) (防災行政無線) 8 - 8240 -31 (作戦室) 32 (当直)、33 (第 3 科) (衛星電話) 9 同上
航空自衛隊 第 1 輸送航空隊	(加入電話) 0568 - 76 - 2191 課業時間内：内線 4032 (防衛部) 課業時間外：内線 4017 (基地当直) (防災行政無線) 8 - 8250 -31 (作戦室)、32 (当直) (衛星電話) 9 同上
海上自衛隊 横須賀地方總監部	(加入電話) 課業時間内 046 -822 - 3522 (第 3 幕僚室) 課業時間外 046 -823 - 1009 (オペレーション) (衛星電話) 9 -012 -637 -721

2 災害派遣の基準

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、知事は人命又は財産の保護のため必要がある場合に、自衛隊の災害派遣を要請し、自衛隊においては要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、適切な措置を執る。

(2) 災害派遣の範囲はおおむね次のとおりである。

ア 災害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の捜索救助

死者、行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積み込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の消防用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合には、それらの啓開、除去に当たる。

キ 診察、防疫、病虫害防除等の支援

被災者に対して応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救済活動に特に必要な人員及び救護物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を行う。

コ 救助物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1号）」に基づいて救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

サ 危険物の除去等

自衛隊の能力の範囲における火薬物爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

シ その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を執る。

3 災害派遣要請等手続

(1) 派遣要請依頼

市長は、自衛隊の派遣を必要と認めるときは、速やかに知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の迅速な方法により連絡し、事後速やかに文章を提出する。

また、通信の途絶等により市長が知事に対して災害派遣要請依頼ができない場合に、自衛隊に対して次の事項を記載した災害派遣要請依頼書を提出する。その際は、事後速やかに知事にその旨を通知する。

災害派遣要請依頼書（参考）

年 月 日
愛 知 県 知 事 様
岡 崎 市 長
部隊等の派遣要請書
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。
記
1 災害の情况及び派遣を要請する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する事由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容 （1）区域 （2）活動内容（遭難者の搜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）
4 その他参考となるべき事項（作業用資材、宿舎の準備状況など） その他細部については、 において調整する。

2項に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救護活動終了するまでの間」等の定性的な表現

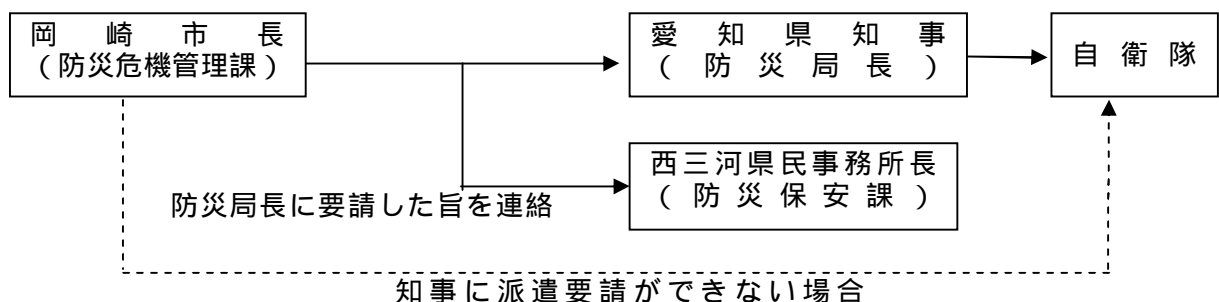
(2) 撤収要請依頼

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したと認めるとき又は必要がなくなった場合は、速やかに知事に対して、次の事項を記載した文書により撤収を依頼する。

被害派遣撤収又要請依頼書

年 月 日
愛 知 県 知 事 様
岡 崎 市 長
災害派遣部隊撤収要請書
災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収されるよう依頼します。

(3) 災害派遣要請等手続系統



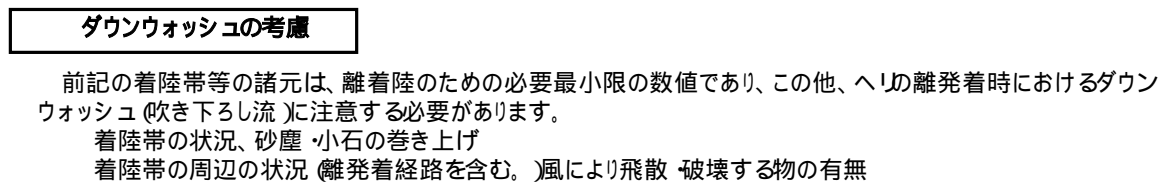
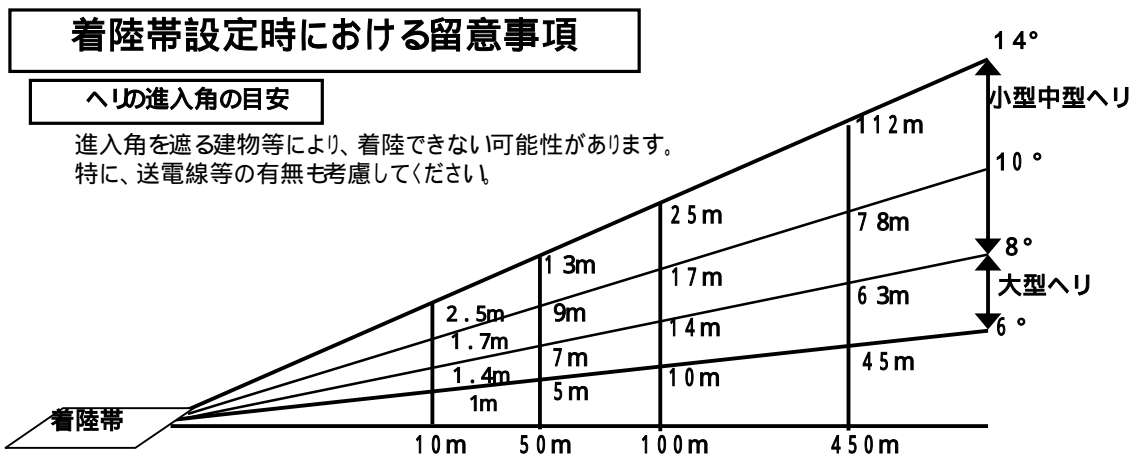
4 災害派遣部隊の受入れ

市長は、災害派遣部隊を受入れるときは次の点に留意して、派遣された部隊の活動が十分に達成されるよう努めるものとする。

- (1) 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業を開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重視することのないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について準備する。

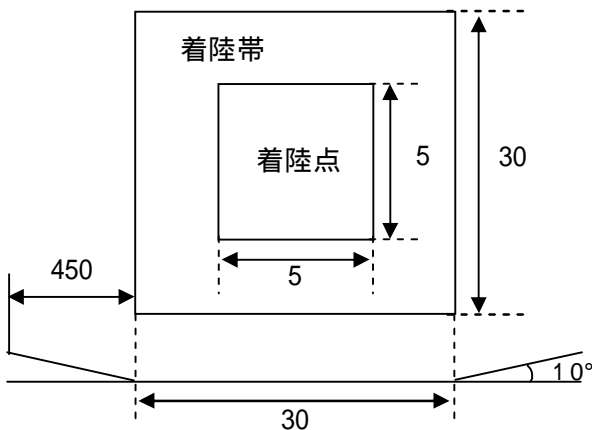
ア 事前の準備

- (ア) ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

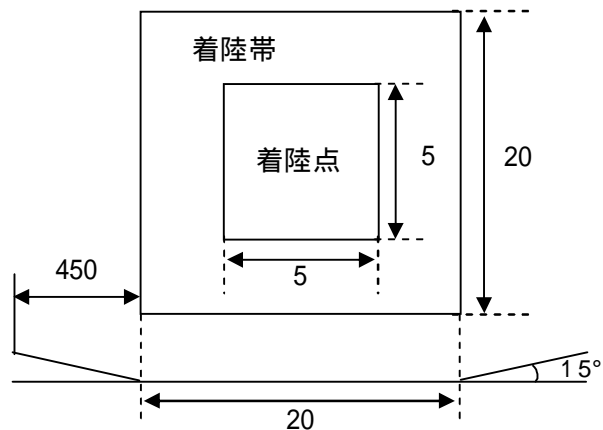


離着地点及び無障害地域の基準

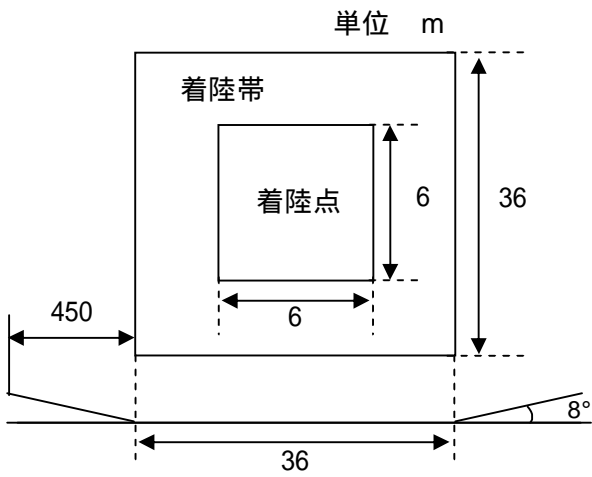
a -1 小型機<OH-6>の場合《標準》
 単位 m



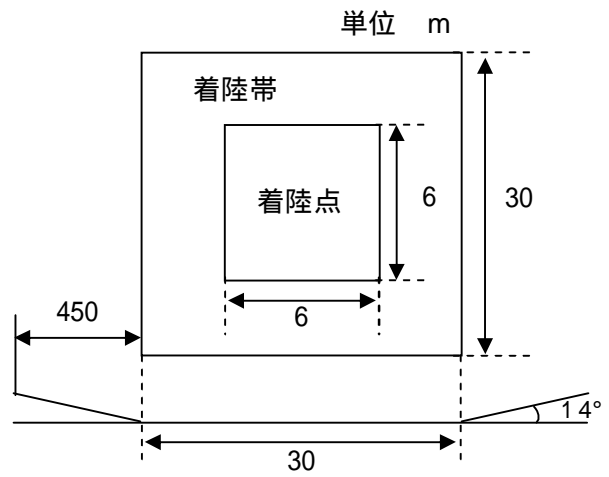
a -2 小型機<OH-6>の場合《応急》
 単位 m



b-1 中小型機<UH-1>の場合《標準》

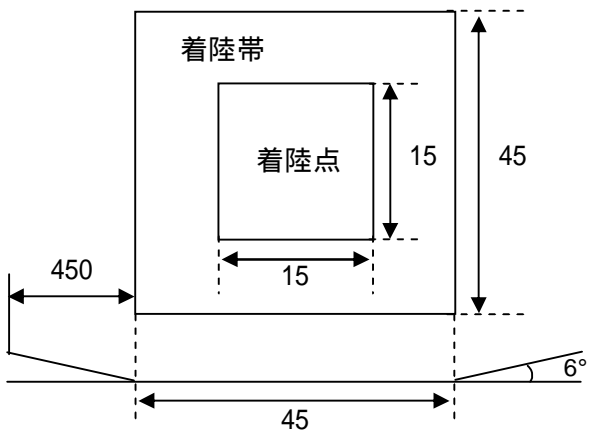


b-2 中小型機<UH-1>の場合《応急》



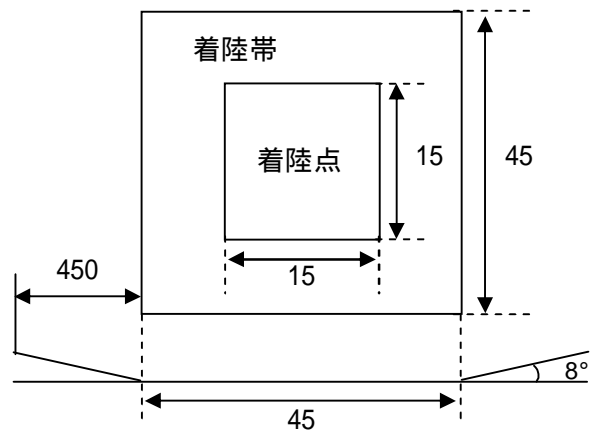
c-1 大型機<V-107及びUH-60J>の場合

《標準》 単位 m



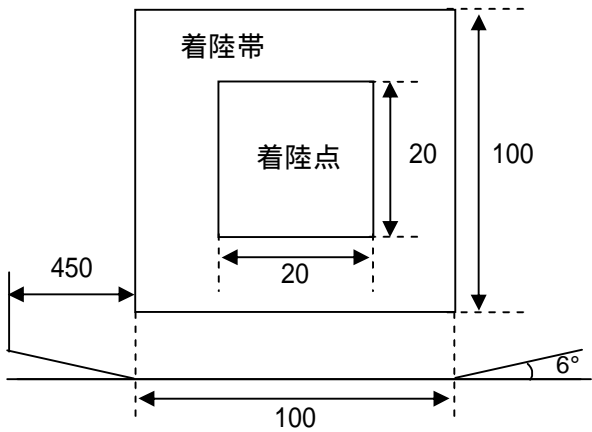
c-2 大型機<V-107及びUH-60J>の場合

《応急》 単位 m



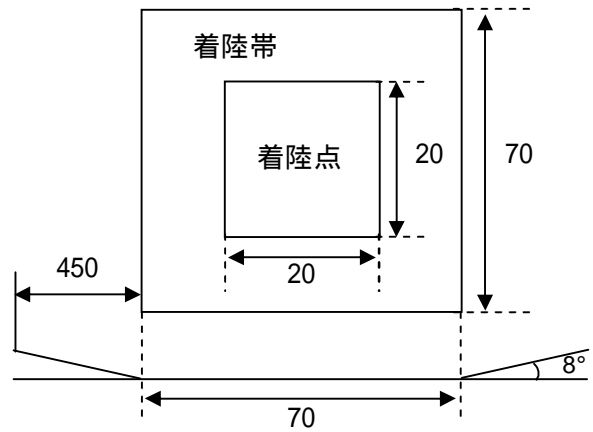
d-1 大型機<CH-47>の場合《標準》

単位 m



d-2 大型機<CH-47>の場合《応急》

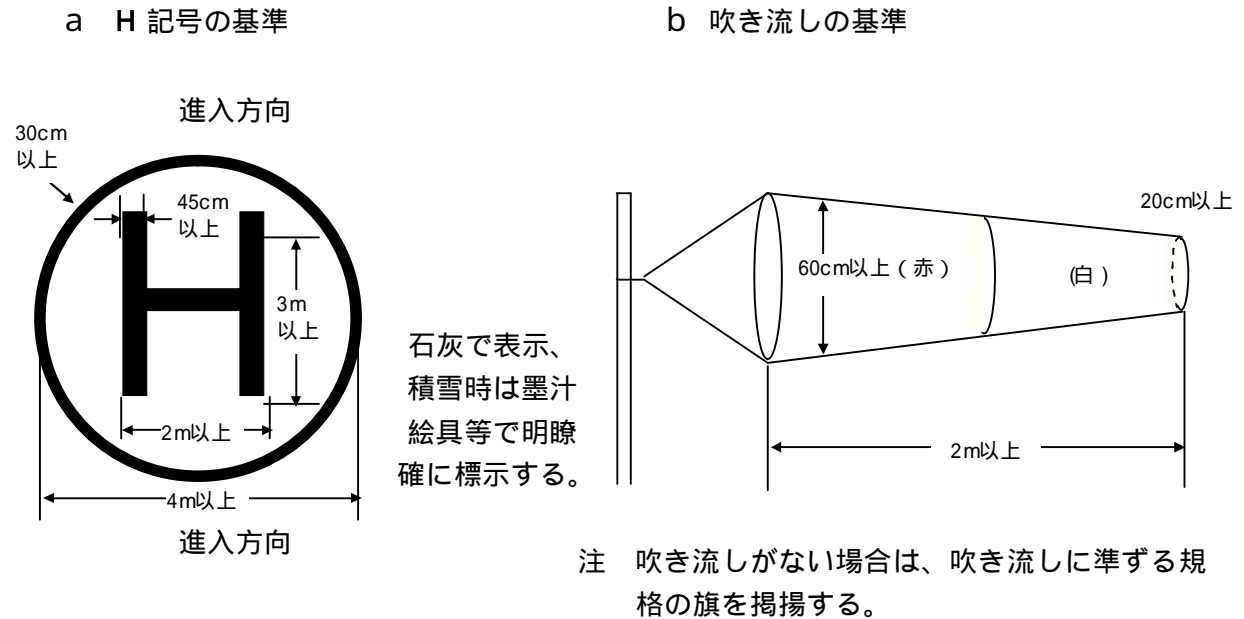
単位 m



- (イ) ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺 1 万分の 1 程度のもの）を提供する。
- (ロ) 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- (ハ) 自衛隊が予め行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

イ 受け入れ時の準備

- (ア) 離着地点には、下記基準の H 記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- (イ) ヘリポート内の風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。
- (ロ) 砂塵の舞い上がる時は散水を、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (ハ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- (ニ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (ホ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

5 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救助活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備を含む)及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、器材等の調達、借上げ、運搬、修理費
 - エ 県、市、町、村が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第 1 節 公共施設の災害復旧

公共施設の復旧は、単に原形復旧にとどまらず、将来における災害の発生を防止するために必要な改良復旧を原則として、更に関連する事業を積極的に取り入れて、施行するものとする。

各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的要因について詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、速やかに完了するよう施行の促進を図るものとする。

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 砂防設備災害復旧事業
- (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (6) 道路・橋りょう災害復旧事業
- (7) 下水道災害復旧事業
- (8) 公園災害復旧事業

2 農林水産業施設災害復旧事業

3 都市災害復旧事業

4 水道施設災害復旧事業

5 住宅災害復旧事業

6 社会福祉施設災害復旧事業

7 公立医療施設、病院等災害復旧事業

8 学校教育施設災害復旧事業

9 社会教育施設災害復旧事業

10 その他の災害復旧事業

第 2 節 民間施設等の災害復旧の助成

被災した民間施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金、復旧資材等についてあつせん、指導を行うとともに、住宅の復旧資金、生業資金の融資のあつせん等被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努めるものとする。

第3節 被災証明書の早期交付

被災者の早期生活再建を支援するため、家屋の被害状況調査の結果に基づき、被災証明書を早期に被災者に交付するものとする。

第4節 被災者の救慰

1 災害弔慰金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び岡崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年岡崎市条例第15号）の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

2 災害障がい見舞金

岡崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害により精神又は身体にある程度の障がいを受けた市民に対して災害障がい見舞金を支給する。

3 災害救護資金

岡崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直しに資するために、災害救護資金を貸し付ける。

4 災害見舞金

岡崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主等に対して災害見舞金を支給する。

また、県は、災害により家屋が全半壊し、床上浸水した世帯の世帯主に対し、その辛苦と心情を慰めるため、被害程度に応じて見舞金を贈る。

5 生活福祉資金

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円以内で災害救護資金の貸付けを行う。

ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害救護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わないものとする。

実施主体は、県社会福祉協議会であり、その費用負担は、国2/3、県1/3となっている。

6 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、災害救助法適用災害及びこれに準ずる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。実施主体は県で、県からの事務の全部を委託された被災者生活再建支援基金が支援金の支給を行う。

第5節 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免等

1 市税

岡崎市市税条例（昭和25年岡崎市条例第24号）の規定に基づき、災害により被害を受けた個人の市県民税及び固定資産税の納税義務者に対して、市税の減免並びに納期限の延長及び徴収猶予をする。

2 国民健康保険料

岡崎市国民健康保険条例（昭和45年岡崎市条例第14号）の規定に基づき、災害により被害を受けた保険料の納付義務者に対して、国民健康保険料の減免及び徴収猶予をする。

3 国民健康保険の一部負担金

市は、岡崎市国民健康保険条例（昭和45年岡崎市条例第14号）第20条の2の規定に基づき、災害により被害を受けた被保険者に対して、国民健康保険の一部負担金の減免又は徴収猶予をする。

4 後期高齢者医療保険料

高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項の規定に基づき、災害により被害を受けた保険料の納入義務者に対して後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予をする。

5 後期高齢者医療の一部負担金

高齢者の医療の確保に関する法律第69条の規定に基づき、災害により被害を受けた被保険者に対して、後期高齢者医療の一部負担金を免除する。

6 介護保険料

岡崎市介護保険条例（昭和12年岡崎市条例第22号）の規定に基づき、災害により被害を受けた保険料の納付義務者に対して、介護保険料の減免及び徴収猶予をする。

7 介護保険の利用者負担額

岡崎市介護保険規則（平成12年岡崎市規則第32号）の規定に基づき、災害により被害を受けた被保険者に対して、介護保険の利用者負担額の減額又は免除する。